

韓国知的財産ニュース 2021年3月後期

(No. 435)

発行年月日：2021年4月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行令の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第2021-208号）
- 1-2 実用新案法施行令の一部改正令案（産業通商資源部公告第2021-209号）
- 1-3 特許法施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第2021-210号）
- 1-4 実用新案法施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第2021-211号）
- 1-5 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2108827）
- 1-6 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2108858）
- 1-7 デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2108859）
- 1-8 デザイン保護法施行令（大統領令第31577号）
- 1-9 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第413号）
- 1-10 今後、大学・公共研究機関の放棄特許を発明者が譲り受ける
- 1-11 秘密デザインの制度改善によりデザイン保護を強化する！
- 1-12 特許審判、優先審判対象の拡大などの行政規則を改正

関係機関の動き

- 2-1 公共サービスのイノベーション、国民が成し遂げる
- 2-2 公共・官民部門における知的財産カスタマイズ型教育をスタート
- 2-3 第53回特許訴訟実務研究会をオンラインで開催
- 2-4 世界的なコロナ危機にもかかわらず、特許審査サービスの輸出は巡航中
- 2-5 「営業秘密流出のデジタルフォレンジック支援」に参加する企業を募集

- 2-6 特許庁長、セキュリティ・認証分野のベンチャー企業、「DREAM SECURITY」の現場訪問
- 2-7 地域産業のイノベーション成長をリードする未来の人材、知的財産専門人材を重点大学が育成する！
- 2-8 特許庁、第2回知的財産スタートアップコンテストの参加者を募集
- 2-9 国家知識財産委員会、2020年国家知的財産事業評価の結果発表

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、中小・中堅企業に模倣品識別説明会への非対面参加を支援

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 コロナ時代のデザイン、「生活・衛生用品は伸びて、ビューティー・ジュエリーは落ちる
- 4-2 拡張・仮想現実の中のデザインも知的財産として保護される！

その他一般

- 5-1 感染症治療の主要施設である陰圧病棟技術の開発が活性化
- 5-2 物流運送分野にAI、IoTを結合した自動化の風が吹く

法律、制度関連

1-1 特許法施行令の一部改正令(案)立法予告(産業通商資源部公告第2021-208号)

電子官報(2021.3.16.)

産業通商資源部公告第2021-208号

「特許法施行令」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年3月16日

産業通商資源部長官

特許法施行令の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

新型コロナウイルスのような感染症の拡散等、国家的な災難に関連して、それを克服するための特許出願に対し、迅速な審査を提供する必要がある、災難の予防・対応・復旧などに必要であると認められる場合を優先審査の対象に含めるように特許法が改正され、より弾力的な対応のために関連する優先審査の対象を下位法令で定められるように委任したことにより、委任事項を具体的に定めようとするものである。

2. 主要内容

イ. 災難に関連する優先審査対象の整備（案第9条）

- 1) 災難の予防・対応・復旧などに関する出願を優先審査の対象に追加し、具体的な対象を下位法令で定めるように委任した特許法改正により、法施行（2021年6月23日）前に施行令を整備する必要がある。
- 2) 新型コロナウイルス等の感染症危機に対応できるように、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく医療・防疫物品と直接関連する出願と各種災難の予測・対応・復旧等を幅広い範囲で備えることができるよう、「災難及び安全管理基本法」により災難安全製品として認定されたものと直接関連する出願を優先審査の対象に新設する一方、様々な形態（感染症、自然災難等）の予期せぬ国家的危機に、より迅速かつ柔軟に対応できるよう、特許庁長が期間を定めて公告した対象に関連する出願を優先審査の対象に含めることができる根拠規定を設ける。
- 3) 国家的な災難を克服するための出願に対し、速やかな審査で権利の可否を早期に確定することで、企業の安定的な物資の生産と、それによる迅速な災難対応及び復旧を期待することができ、様々な災難状況に対して柔軟かつ弾力的に優先審査の対象を選定できる基盤を整えて適時に、より効果的に対応することができるものと期待される。

ロ. 国家研究開発事業の支援（案第9条）

- 1) 国家研究開発事業を統合的・体系的に運営するために、既存の「科学技術基本法」のうち一部の移管を受け、「国家研究開発革新法」が制定（2021年1月1日施行）されたことにより、研究開発の活性化を支援するために、「科学技術基本法」に基づく国家研究開発事業の結果物を優先審査の対象に含めていた事項を維持するためには、根拠の規定を整備する必要がある。
- 2) 優先審査の対象となる国家研究開発事業の定義について、既存の「科学技術基本法」第11条の代わりに、「国家研究開発革新法」第2条を引用するように変更する。
- 3) 国家研究開発事業の結果物に対する優先審査の支援を安定的に維持し、良質の技術が迅速に権利化されて国家競争力の向上にも寄与するものと期待される。

3. 意見提出

「特許法施行令」の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021年4月26日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

- ・ 特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（郵便番号：35208）
電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743
電子メール：dh0329.lee@korea.kr

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を参照するか、又は特許庁の特許審査制度化（電話：042-481-8153）にお問い合わせください。

1-2 実用新案法施行令の一部改正令案（産業通商資源部公告第 2021-209 号）

電子官報（2021. 3. 16.）

産業通商資源部公告第 2021-209 号

「実用新案法施行令」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年3月16日

産業通商資源部長官

実用新案法施行令の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

新型コロナウイルスのような感染症の拡散等、国家的な災難に関連して、それを克服するための特許出願に対し、迅速な審査を提供する必要がある、災難の予防・対応・復旧などに必要であると認められる場合を優先審査の対象に含めるように特許法が改正され、より弾力的な対応のために関連する優先審査の対象を下位法令で定められるように委任し

たことにより、特許法を準用する実用新案法施行令にも委任事項を具体的に定めようとするものである。

2. 主要内容

イ. 災難に関連する優先審査対象の整備（案第 5 条）

- 1) 災難の予防・対応・復旧などに関する出願を優先審査の対象に追加し、具体的な対象を下位法令で定めるように委任した特許法改正により、法施行（2021 年 6 月 23 日）前に施行令を整備する必要がある。
- 2) 新型コロナウイルス等の感染症危機に対応できるように、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく医療・防疫物品と直接関連する出願と各種災難の予測・対応・復旧等を幅広い範囲で備えることができるよう、「災難及び安全管理基本法」により災難安全製品として認定されたものと直接関連する出願を優先審査の対象に新設する一方、様々な形態（感染症、自然災難等）の予期せぬ国家的危機に、より迅速かつ柔軟に対応できるよう、特許庁長が期間を定めて公告した対象に関連する出願を優先審査の対象に含めることができる根拠規定を設ける。
- 3) 国家的な災難を克服するための出願に対し、速やかな審査で権利の可否を早期に確定することで、企業の安定的な物資の生産と、それによる迅速な災難対応及び復旧を期待することができ、様々な災難状況に対して柔軟かつ弾力的に優先審査の対象を選定できる基盤を整えて適時に、より効果的に対応することができるものと期待される。

ロ. 国家研究開発事業の支援（案第 5 条）

- 1) 国家研究開発事業を統合的・体系的に運営するために、既存の「科学技術基本法」のうち一部の移管を受け、「国家研究開発革新法」が制定（2021 年 1 月 1 日施行）されたことにより、研究開発の活性化を支援するために、「科学技術基本法」に基づく国家研究開発事業の結果物を優先審査の対象に含めていた事項を維持するためには、根拠の規定を整備する必要がある。
- 2) 優先審査の対象となる国家研究開発事業の定義について、既存の「科学技術基本法」第 11 条の代わりに、「国家研究開発革新法」第 2 条を引用するように変更する。
- 3) 国家研究開発事業の結果物に対する優先審査の支援を安定的に維持し、良質の技術が迅速に権利化されて国家競争力の向上にも寄与するものと期待される。

3. 意見提出

「実用新案法施行令」の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021 年 4 月 26 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

- ・ 特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号（郵便番号：35208）
電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743
電子メール：dh0329.lee@korea.kr

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参照するか、又は特許庁の特許審査制度化（電話：042-481-8153）にお問い合わせください。

1 - 3 特許法施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第 2021-210 号）

電子官報（2021. 3. 16.）

産業通商資源部公告第 2021-210 号

「特許法施行規則」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021 年 3 月 16 日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

「電子署名法」が全部改正（法律第 17354 号、2020 年 6 月 9 日公布、2020 年 12 月 10 日施行）され、既存の公認認証書の他、様々な種類の電子署名サービスを利用できるようになり、遺伝子配列を含む出願について配列目録を提出する方法を定義する国際標準が転換（2022 年 1 月 1 日予定）されるなど、特許に関連する国内外の法令及び制度の変動が発生することにより、整合性の向上のために関連する細部規定を整備する一方、印鑑証明書代わりに、本人署名事実確認書で本人であることを確認できる事実を知らせ、行政手続きの進行経過をより速やかに知らせるように連絡できる情報を多様化する等、現行制

度上現れた一部の不備点を改善・補完し、出願人の便宜を向上しようとするものである。

2. 主要内容

- イ. 公認認証制度の廃止により有効な電子署名の拡大（案第 5 条の 2、第 9 条の 3、第 9 条の 4、第 9 条の 6）

「電子署名法」の改正により公認認証制度が廃止されたことから利用できるようになった電子署名手段の種類を既存の公認電子署名の他、「電子署名法」で定める電子署名に拡大しようとするものである。

- ロ. 配列目録の提出において、国際標準の転換に備える制度的な基盤を設ける（案第 21 条、第 21 条の 4、第 54 条の 5、第 106 条の 12、第 106 条の 13、第 106 条の 38、別紙書式第 15 号、第 35 号）。

遺伝子配列を含む出願について配列目録を電子ファイルのみ提出できるようにする特許協力条約（PCT）規則の改正事項を国内規定に反映し、電子ファイルで提出された配列目録について、明細書に記載されたものとみなすように明示する。

- ハ. 本人署名事実確認書を印鑑証明書に代替できることを明示（案別紙書式第 4 号、第 5 号、第 14 号、第 30 号の 2、第 30 号の 3、第 33 号の 2）

印鑑証明書を本人署名事実確認書に代替できるという事実を、関連書式の内容だけでは分かりにくいため、国民の不便が発生していることから、本人署名事実確認書を添付書類として提出することができるという事実を書式に併記し、国民の便宜を増進するためのものである。

- 二. 韓国語翻訳文を提出しなかった外国語出願に対する補正書の返戻（案第 11 条）

外国語出願について韓国語翻訳文が提出される前には、明細書又は図面の補正が許容されないため、それを補正しようとする補正書を返戻すべきであるが、書類の返戻対象から漏れていたため、それを整備しようとするものである。

- ホ. 行政情報の迅速な案内のために、提出を受ける連絡情報の整備（案別紙書式第 4 号）

携帯電話と電子メールアドレスが普遍化されている現実を反映して、それによる積極的な行政サービスができるよう提出を受ける必須的な連絡情報に変更する。

- ヘ. 特許証別紙の書式における内容の明確化（別紙書式第 26 号、第 26 号の 2、第 26 号の 9、第 28 号、第 28 号の 2 から第 28 号の 9）

特許証の書式に記載された事項を現行化し、正確な文章に変更して明確化する一方、携帯用の特許証に「携帯用」という名称を表示して区分する。

3. 意見提出

「特許法施行規則」の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021 年 4 月 26 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書の特許庁長（参照：特許審査制度課長）

に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>→冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

・特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎
4 棟 1105 号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子メール：dh0329.lee@korea.kr

1 - 4 実用新案法施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告
第 2021-211 号）

電子官報（2021. 3. 16.）

産業通商資源部公告第 2021-211 号

「実用新案法施行規則」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021 年 3 月 16 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

遺伝子配列を含む出願について配列目録を提出する方法を定義する国際標準が転換（2022 年 1 月 1 日予定）されるなど、それに関連する国内外の法令及び制度の変動が発生することにより、整合性の向上のために関連する細部規定を整備する一方、印鑑証明書の代わりに、本人署名事実確認書で本人であることを確認できる事実を知らせるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完し、出願人の便宜を向上しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 配列目録の提出において、国際標準の転換に備える制度的な基盤を設ける（案第 3 条、第 4 条、第 13 条の 5）

遺伝子配列を含む出願について配列目録を電子ファイルのみ提出できるようにする特許協力条約（PCT）規則の改正事項を国内規定に反映し、電子ファイルで提出された配列目録について、明細書に記載されたものとみなすように明示する。

- ロ. 本人署名事実確認書を印鑑証明書に代替できることを明示（案別紙書式第1号）
印鑑証明書を本人署名事実確認書に代替できるという事実を、関連書式の内容だけでは分かりにくいため、国民の不便が発生していることから、本人署名事実確認書を添付書類として提出することができるという事実を書式に併記し、国民の便宜を増進するためのものである。
- 二. 実用新案登録証別紙の書式における内容の明確化（案別紙書式第2号、第2号の2、第2号の7、第2号の9、第4号から第12号）
実用新案登録証の書式に記載された事項を現行化し、正確な文章に変更して明確化する一方、携帯用の実用新案登録証に「携帯用」という名称を表示して区分する。

3. 意見提出

「実用新案法施行規則」の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021年4月26日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>→冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

・特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4棟 1105号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

電子メール：dh0329.lee@korea.kr

1 - 5 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2108827)

議案情報システム (2021. 3. 16.)

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2108827)

議案番号：2108827

提案日：2021年3月16日

提案者：ハン・ムギョン議員外9人

提案理由

現行法は、取引の過程においてアイデアを無断で使用するか、又は第三者に使用させる行為（以下「アイデア奪取」、第2条第1号ヌ目）、国内に広く認識されている標識の誤認・混同行為（第2条第1号イ目・ロ目）を不正競争行為と見做している。

しかし、現行法は、アイデア奪取に対して無限に侵害禁止を請求をすることができるため、法的安定性の側面で問題があり、善意で国内に広く認識されている標識等と同一・類似の標識を予め使用していた者に対してまで不正競争行為に見做すことで損害賠償、侵害禁止請求等を行うことができるため、善意の行為者が不測の損害を被ることがある。

そこで国内に広く認識されている標識等と同一・類似の標識について善意の先使用者を保護する規定を設け、アイデア奪取行為に対する侵害禁止請求の時効を明確にすることで、法的安定性を図ろうとするものである。

主要内容

- イ. アイデア奪取行為に対して侵害行為を知った日から3年、又はあった日から10年経過すると、侵害禁止を請求することができないように制限（案第14条）。
 - ロ. 不正競争行為等における行政調査の対象を関係書類や帳簿から、さらにデジタルファイル等を含めることができるよう、「資料」に拡大（案第7条第1項）。
 - ハ. 原本証明機関が補助金を他の目的で使用した場合には、国庫補助金還収法の制定により還収を必ず命じるように規定する一方、原本証明機関に対する行政処分の基準及び第20条の過料基準が規則ではないという規制審査委員会の結果に基づいて規制日没規定を削除（案第9条の4第2項及び第17条の2削除）。
- 二. 国内に広く認識されている商品又は営業主体の混同を生じさせる行為（第2条第1号イ目・ロ目）に対する善意の先使用者を保護するために、損害賠償等の民事刑事的な責任を免除（案第6条の2新設、第13条及び第18条第3項第1号）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように新設する。

第6条の2（不正競争行為の善意者に関する特例）①第2条第1号イ目又はロ目の行為に該当しても、他人の標識が国内に広く認識される前から同一であるか又は類似の標識を不正競争の目的無しに継続して使用した場合（その承継人を含む。）には、第4条から第

6条まで、第7条及び第8条を適用しない。

②第1項の他人は、第1項による先使用者にその者の商品又は営業と自己の商品又は営業の間に出所の誤認や混同を防ぐのに必要な表示をすることを請求することができる。

第7条第1項のうち、「関係書類や帳簿・製品等」を「関係資料や製品等」とする。

第9条の4第2項のうち、「命じることができる」を「命じなければならない」とする。

第13条の題目「(善意者に対する特例)」を「(営業秘密侵害の善意者に関する特例)」とする。

第14条の前段のうち、「第10条第1項により営業秘密の侵害行為の禁止又は予防を請求することができる権利は、営業秘密の侵害行為が」を「第4条第1項により第2条第1号又目の不正競争行為の禁止又は予防を請求することができる権利又は第10条第1項により営業秘密の侵害行為の禁止又は予防を請求することができる権利は、その行為が」に、「営業秘密の保有者が」を「営業上の利益を侵害された者が」とする。

第17条の2を削除する。

第18条第3項第1号のうち、「不正競争行為を」を「不正競争行為(第6条の2第1項で許容した範囲の使用は除く)を」とする。

附 則

第1条(施行日) この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(適用例) 第6条の2及び第18条の改正規定は、この法律の施行後の行為から適用する。

1-6 発明振興法の一部改正法律案(代案)(議案番号:2108858)

議案情報システム(2021.3.17.)

発明振興法の一部改正法律案(代案)(議案番号:2108858)

議案番号:2108858

提案日:2021年3月〇〇日

提案者:産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

イ. 2020年7月23日にキム・ジョンホ議員が代表発議した「発明振興法の一部改正法律案」を第382回国会(定期会)第4回目の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2020年9月18日)に上程して提案説明と専門委員の検討報告を聞き、代替の討論を経て、産業通商資源特許小委員会に回付した。また、2020年9月14日にチョン・テホ議員が代

表発議した「発明振興法の一部改正法律案」を第382回国会（定期会）第13回目の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020年11月26日）に上程して提案説明と専門委員の検討報告を聞き、代替の討論を経て産業通商資源特許小委員会に回付した。

- ロ. 第384回国会（臨時会）第1回目の産業通商資源特許小委員会（2021年2月4日）で、以上の2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しない代わりに、一つの委員会の代案として統合することにする。
- ハ. 第384回国会（臨時会）第3回目の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年2月23日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告したように、2件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、産業通商資源特許小委員会が設けた代案を委員会の代案として提案するように議決する。

2. 代案の提案理由

現行法は、公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する場合、当該機関の従業員に対して権利を譲渡する規定が定められていないため、潜在性のある特許が死蔵される問題があり、公務員ではない所属職員の職務発明については、補償根拠が設けられていないため、研究者間の補償に差別が存在するという指摘がある。

また、民間企業・研究機関は、職務発明の承継可否を決定できるが、国家機関は現行法上、公務員の職務発明を自動的に承継しているため、有望な特許を効果的に管理することに限界がある。

さらに国有特許の民間移転及び活用が不十分な状況であり、現行法には国有特許の専用実施が最大2回に制限されているため、医薬・バイオ分野のように事業化に大規模な費用と、10年以上の長期間が必要な技術の場合、民間移転が困難な状況である。

そこで、このような立法不備を補完して有望な特許の管理を効率的にしようとするものである。

3. 代案の主要内容

- イ. 国家や地方自治体に所属しているが、公務員ではない者の職務発明の場合でも、公務員と同様に国家や地方自治体が承継できるようにし、職務発明の承継規定を強行規定から任意規定に変更する（案第10条第2項）。
- ロ. 国有となった特許権の場合、「国有財産法」第65条の11第2項の但し書きにもかかわらず、特許庁長が定めて告示する場合には、専用実施権の設定を一度以上更新できるようにする（案第10条の2新設）。
- ハ. 公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄しようとする場合、それを従業員に知らせて譲渡を受けることができるようにし、潜在性のある特許が死蔵されないようにするためのものである（案第16条の2新設）。

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第10条第2項の本文のうち、「にもかかわらず公務員の職務発明に」を「にもかかわらず公務員又は国家や地方自治体に所属しているが、公務員でない者（以下「公務員等」という。）の職務発明に」に、「承継し」を「承継することができ」に、「承継した公務員の」を「承継した公務員等の」とし、同項の但し書きのうち、「承継し」を「承継することができ」とする。

第10条の2を次のように新設する。

第10条の2（公務員等の職務発明処分の特例）「国有財産法」第65条の11第2項の但し書きにも関わらず、特許庁長が定めて告示する場合には、第10条第2項により国有となった特許権等に関する専用実施権の設定を一度以上更新することができる。

第13条第1項の本文のうち、「使用者等（国家若しくは地方自治体は除く）は」を「使用者等は」にし、同項の但し書きのうち、「使用者等に」を「使用者等（国家若しくは地方自治体は除く。以下この項にて同じ）」とする。

第15条第7項の前段のうち、「公務員の」を「公務員等の」とする。

第16条の2を次のように新設する。

第16条の2（承継した権利の放棄及び従業員等の譲り受け）①「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第2条第6号による公共研究機関（以下「公共研究機関」という。）が、国内又は海外での職務発明に対して特許等を受けられる権利又は特許権等（以下「職務発明に対する権利」という。）を従業員等から承継した後、それを放棄しようとする場合、該当の職務発明を完成した全ての従業員等はその職務発明に対する権利を譲り受けすることができる。

②第1項にもかかわらず、公共研究機関の長が大統領令で定めることにより、公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合には、その権利を従業員等に譲渡しないことができる。この場合、公共研究機関の長は、第3項の期間内に従業員等にその事由を具体的に通知しなければならない。

③第1項により職務発明に対する権利を放棄しようとする公共研究機関の長は、大統領令で定める期間内に該当の職務発明を完成した全ての従業員等にその事実を通知しなければならない。

④第3項による通知を受けた従業員等は、職務発明に対する権利を譲り受けようとする場合、通知を受けた日から大統領令で定める期間内に職務発明に対する権利の譲り受けの意思を文書で公共研究機関の長に通知しなければならない。

⑤第4項により従業員等が職務発明に対する権利の譲り受けの意思を通知した場合、第4

項の期間が終わる日の翌日から、その権利が従業員等に譲渡されたと見做す。この場合、公共研究機関が職務発明に対する権利を第3者と共有した場合には、公共研究機関の長が他の共有者全員の同意を受けた時に限って、その権利が譲渡されたと見做す。

⑥第4項により職務発明に対する権利の譲り受けの意思を通知した従業員等が2名以上の場合にはその権利を共有する。

⑦公共研究機関の長と従業員等は、公共研究機関が職務発明に対する権利を継続的に維持するための費用を従業員等が一部負担する代わりに、職務発明に対する補償を調整する案を第3項の期間内に相互協議することができる。

⑧公共研究機関の長は、第5項の前段により職務発明に対する権利が従業員等に譲渡されたと見做す日以降、その権利に関連して発生する費用（税金を含む）を従業員等に請求することができる。

第56条第2項のうち、「公務員」を「公務員等」とする。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-7 デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2108859）

議案情報システム（2021.3.17.）

デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2108859）

議案番号：2108859

提案日：2021年3月〇〇日

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

- イ. 2020年7月20日にキム・ジョンホ議員が代表発議した「デザイン保護法の一部改正法律案」及び2020年8月24日にソン・ガブソク議員が代表発議した「デザイン保護法の一部改正法律案」を第382回国会（定期会）第4回目の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020年9月18日）に上程して提案説明と専門委員の検討報告を聞き、代替の討論を経て、産業通商資源特許小委員会に回付した。
- ロ. 第384回国会（臨時会）第1回目の産業通商資源特許小委員会（2021年2月4日）で、以上の2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しない代わりに、一つの委員会の代案として統合することにする。
- ハ. 第384回国会（臨時会）第3回目の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年2

月23日)で、産業通商資源特許小委員会が審査報告したように、2件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、産業通商資源特許小委員会が設けた代案を委員会の代案として提案するように議決する。

2. 代案の提案理由及び主要内容

現行法は、デザインの定義を物品の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものと規定しており、物品性があるものだけが現行法の保護範囲に含まれている。

第四次産業革命時代の到来により投影時計、レーザーバーチャルキーボード、ホログラム等の新技術を基盤とするデザインが出現している。しかし、現行法上、これらの新技術のデザインは、物品の外形がないか、又は物品に表示された形態ではないため、デザインそのものとして保護を受けることが難しい。

米国、欧米、日本等の先進国では既に新技術のデザインに対する保護を強化している状況の中、新技術を活用したデザイン権確保の困難は、国内・外の市場で国内企業の競争力を弱体化させ、関連産業の発展に障害になりかねない。

そこで、画像を物品の類型として区分し、機能性のある画像デザインを保護対象に含める一方、画像に対する実施行為を新たに規定することで、新技術デザインに対する保護を強化するためのものである。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号のうち、「物品の部分（第42条は除く）及び書体を含む」を「物品の部分、書体及び画像を含む」とし、同条の第2号の2を次のように新設し、同条第7号のうち、「デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、その物品を譲渡又は貸与するために請約（譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ）する」を「次の各目の区分による」にし、同号に各目を次のように新設する。

2の2.「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号等であり、機器の操作に用いられるか、又は機能が発揮されるものに限定し、画像の部分を含む。

イ. デザインの対象が物品（画像を除外する）である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入するか、その物品を譲渡又は貸与するために請約（譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ）する行為

ロ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用・電気通信回線を通じた方法で提供するか、それともその画像を電気通信回線を通じた方法で提供するために請約（電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ）

する行為、又はその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入するか、その画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約（譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ）する行為

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後1年経過した日から施行する。

第2条（一般的な適用例） この法律は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

1-8 デザイン保護法施行令（大統領令第 31577 号）

電子官報（2021. 3. 30.）

国務会議の審議を経たデザイン保護法施行令の一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年3月30日

大統領令第 31577 号

デザイン保護法施行令の一部改正令

デザイン保護法施行令の一部を次のとおり改正する。

第8条の題目「(審判官の資格)」を「(審判官等の資格)」とし、同条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③法第132条第1項による審判長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、特許審判院長が指定する者にする。

1. 特許審判院で審判官として在職した期間が2年以上の者
2. 特許庁又はその所属機関で審査又は審判事務に従事した期間が3年以上の者
3. 弁理士資格のある者

第10条第2項各号外の部分の但し書のうち、「第7号」を「第2号及び第7号」に、「掲載しなければ」を「掲載せねば」とする。

附 則

第1条（施行日） この令は2021年4月1日から施行する。

第2条（秘密デザインの登録デザイン公報掲載に関する適用例） 第10条第2項の但し

書の改正規定は、この令の施行以降、登録デザイン公報に掲載する場合から適用する。

＜改正理由及び主要内容＞

秘密デザインに対する保護を強化するためにデザイン登録出願人がデザインを秘密にすることを請求した場合、出願人が指定した期間の間は、デザインの対象となる物品および物品類を登録デザイン公報に掲載しないようにし、特許審判院で各審判事件に関する事務を総括する審判長の資格要件を明確に規定しようとするものである。

＜法制処提供＞

1-9 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第413号)

電子官報 (2021.3.30.)

産業通商資源部令第413号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2021年3月30日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第8項第15号のうち、「受発」を「受付・発送」とする。

第17条第3項第9号のうち、「受発」を「受付・発送」とする。

第18条第3項第2号を次のようにする。

2. 文書の受付・発送・統制及び管理

別表1のうち、総計「1,562」を「1,582」とし、一般職計「1,560」を「1,580」とし、書記官・技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「122」を「127」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「332」を「347」に、行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送通信書記補「15」を「18」に、事務運営書記補「33」を「30」とする。

別表2のうち、総計「1,562」を「1,582」とし、一般職計「1,560」を「1,580」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事

務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「825」を「830」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「332」を「347」に、行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送通信書記補「15」を「18」に、事務運営書記補「33」を「30」とする。別表9ロ目に7)を次のように新設する。

7)特許審査業務	13人 (4級又は5級3人、6級10人)	2023年12月31日まで
----------	-------------------------	---------------

附 則

この規則は、公布日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

特許庁に特許審査のために必要な人員13人(4級又は5級3人、6級10人)を評価対象の定員に増員し、特許権及び営業秘密等の侵害行為を防止するために必要な人員4人(4級又は5級2人、6級2人)及び商標審査のために必要な人員3人(6級3人)をそれぞれ増員する内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正(大統領令第31569号、2021年3月30日公布・施行)されたことにより、変更される事項を反映する一方、特許庁に総額人件費制を活用して、職級が引き上げられた定員5人(4級又は5級5人)を従前の職級(5級5人)に戻し、効率的な人員運営のために管理運営職群の定員3人(9級3人)を行政・技術職群の定員3人(9級3人)に転換し、現行法令の中の一部の難しい用語を国民が分かりやすくするように改訂するものである。

<産業通商資源部提供>

1-10 今後、大学・公共研究機関の放棄特許を発明者が譲り受ける

韓国特許庁(2021.3.25.)

特許成果の活用度を高めるための「発明振興法の改正案」を公布

大学や公共研究機関が研究開発の成果である職務発明の権利を放棄する場合、発明者に返すようにする、いわゆる「イ・ジョンホ法」の内容を盛り込んだ「発明振興法の改正案」が3月24日、国会本会議で可決された。

※職務発明とは、企業、大学、公共研究機関などで従業員など(職員、教授、研究者など)が担当している業務について発明(特許・実用新案・デザインを含む)したものをいう。

本法案の主要内容は、公共研究機関が放棄する特許を発明者が譲り受けるように根拠を設け、国家公務員の職務発明を独占的に使用できる契約（専用実施契約）の更新制限を緩和することを骨子としている。

現在、ソウル大学半導体共同研究所の所長であるイ・ジョンホ教授は、2002年に他の大学に在職した際に、大学が出願を放棄した職務発明（Bulk-FinFET技術）を米国に出願した。10年後イ・ジョンホ教授は、インテルから100億ウォンのロイヤリティをもらって、メディアからの注目を浴びた。

特許庁の集計によると、2019年の一年間に放棄された公共研究機関の特許権は約1万件に達している。しかし、現行の法令は、公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する場合、優れた特許がそのまま死蔵されるという問題があった。

今回の改正により、公共研究機関が特許権などを放棄しようとする場合には、それを発明者に通知しなければならない。公共研究機関と発明者間における通知や譲り受けなどの細部的な手続きも新設した。これにより、潜在力のある特許が維持できる環境を造成できると見込まれる。

また、現行法では国有特許について専用実施の契約を結んだとしても、同契約を1回のみ更新することができた。これにより、医薬・バイオ分野の技術のように事業化に長期間がかかるか、相当な開発コストを必要とする国有特許の技術移転は、民間企業が好んでいないという問題があった。

しかし、今回の改正により民間企業が専用実施中である国有特許の事業化に投資した費用を回収できなかった場合、その契約を延長することができる。これから、国有特許の民間企業への技術移転が弾力を受けると期待される。

高麗大学の産学協力団長は、「この改正案を通じて公共分野で研究と開発により作られた有望な特許（権）が死蔵されず、民間への移転・事業化が行われる礎が整えられたと評価している」と本法案の導入を歓迎した。

特許庁の産業財産政策局長は、「改正案が現場で誠実に履行されて定着するように、制度の広報および政策説明に向けて努力する一方、これからも特許の成果が活発に使用できる条件を造成するために制度を積極的に改善していくつもりである」と述べた。

物品名称の非公開により、企業の新製品開発動向が公になることを防止する

韓国特許庁は、企業が新製品のデザインを出願する際に、デザイン権の保護をより強化して経営戦略として活用できるように秘密デザイン制度を改善すると発表した。

※秘密デザイン制度とは、出願人の請求に基づいてデザインを一定期間（デザイン登録日から最大3年間）、秘密で維持することができる制度をいう。

4月1日から出願人が秘密デザインを申請する場合、デザインを示す図面やデザインの説明だけでなく、物品の名称と物品類も公開しないように変更される。

登録されたデザインは、原則として全ての内容が公開されるが、秘密デザインを申請すれば、登録されたデザインが一定期間に公開されないため、競合他社などによる模倣を防ぐことができる。

また、企業は市場の状況を察知しながら、新製品の発売時点に合わせて戦略的にデザインを公開することができるため、秘密デザイン制度をマーケティング戦略として活用することもできる。

このような秘密デザイン制度の長所にもかかわらず、これまでの物品名称と物品類は登録デザイン公報に公開され、企業の新製品開発動向が間接的に競合他社に知られることが懸念されていた。

しかし、これからは情報が公開されないため、企業のデザイン開発と経営戦略をより完璧に保護することができる。

※（秘密デザイン申請時の公開情報）：デザイン権者の氏名と住所、創作者の氏名と住所、出願日（番号）、登録日（番号）、審査登録または一部審査登録という事実

※（秘密デザイン申請時の非公開情報）：図面または写真、創作内容の要点、デザインの説明、物品の名称および物品類（2021年4月1日から非公開）

秘密デザインの申請件数は、2016年から毎年2,000件以上を記録しており、2020年は2014年に比べて2倍以上増加した。今後も新製品のデザインを出願する際に企業が秘密デザイン制度を活用する件数が増加すると予想される。

※秘密デザインの出願件数：1,232件（2014年）→2,729件（2020年）

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の秘密デザインに対する保護強化により、企業のデザイン経営戦略の策定および事業の成功に貢献できると期待している」と述べた。

[添付] 秘密デザイン制度の参考資料（2021年4月1日施行）

1. 秘密デザイン制度の概要

*概念：デザイン登録出願人の請求により設定登録日から一定期間（最大3年）、そのデザインを公開せずに秘密で維持することができる制度（デザイン保護法第43条）

*趣旨：デザインは、他人が模倣・盗用しやすく、トレンド性が強いいため、製品の事業化に対する準備期間には、デザインを秘密にして他人の侵害を防止し、公開時点をデザイン権者が選択できるようにすることで、事業の成功に貢献

2. 秘密デザイン登録公報の公開事項および非公開事項

*秘密デザインを請求する場合、登録公報の公開事項から物品名称および物品類を除く（デザイン保護法施行令第10条第2項）

秘密デザイン登録公報の公開事項	秘密デザイン登録公報の非公開事項
デザイン権者の氏名および住所 <u>物品名称および物品類（除外）</u> 審査登録または一部審査登録という事実 創作者の氏および住所 出願番号および出願日 登録番号および登録日	図面および写真 創作内容の要点 デザインの説明 <u>物品名称および物品類（追加）</u>

3. ここ7年間における秘密デザイン出願の統計

*2016年以降、毎年2,000件以上が出願されており、2020年は2014年に比べて2倍以上の水準で2020年に全出願件数の約3.8%である2,729件が請求された。

「年度別における秘密デザインの出願件数」

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
秘密デザイン	1,232	1,775	2,072	2,100	2,113	2,426	2,729

1-12 特許審判、優先審判対象の拡大などの行政規則を改正

韓国特許庁 (2021. 3. 31.)

特許審判、デジタルトランスフォーメーション時代における権利保護をけん引します

韓国特許審判院は3月31日(水曜)、一括審査(※)を申請した出願が拒絶決定された場合、それに対する不服審判を優先審判の対象にし、権利化の可否を早期に審判で再検討できるようにするなどの改正内容が反映された行政規則を施行する。

※サービスを含むいずれかの製品群に関連する複数の特許などの出願について、出願人が希望する時期に合わせて一括で審査を行う制度

今回の改正には、優先審判の対象としてビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能など第四次産業革命に関連する出願(新特許分類(Z)が付与された出願)の無効審判と権利範囲確認審判が新たに含まれた。

また、審判に関連する法制度の改善、社会的に注目される事件として新たな基準の定立が必要な事項など、主要懸案を審議・議決する首席審判長の全員会議に対する根拠も設けられた。

さらに、特許法院で特許審判院の審決が取り消された事件について、再び審判を行う際には、当事者の意見提出の機会を十分に保障するために、審理を終結する前に終結予定時期を事前に通知するようにするなど、顧客の利便性のための内容も含まれた。

今回の改正は、デジタルイノベーション・融合と複合など、第四次産業革命時代の先端技術による紛争を早期に解決できるように制度を確立したことに、その意義がある。

特許審判院長は、「特許審判院がデジタルトランスフォーメーションの時代に主要技術を充実に保護するためには、何よりも迅速な判断と正確で一貫性のある判断基準を設けることが非常に重要である」とし、「今後も迅速・正確な特許審判になるように、さらに努力したい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 公共サービスのイノベーション、国民が成し遂げる

韓国特許庁 (2021. 3. 17.)

21 の公共機関と連携するイノベーションのアイデア公募展を開催

韓国特許庁は、国民の創造的なアイデアが公共サービスのイノベーションに活用できるよう、「公共機関と連携するイノベーションのアイデア公募展」を3月18日（木曜）から5月26日（水曜）まで10週間開催すると発表した。

今回の公募展は、21の公共機関（※）が参加して40の課題が提示された。各機関は、解決が必要な課題を提案し、その課題の解決方法について国民のアイデアを公募する方式で進行される。

※韓国ガス公社、韓国鉱物資源公社、韓国南東発電（株）、韓国不動産院、釜山・麗水光陽・蔚山港湾公社（共同参加）、韓国馬事会など

国民は、(1)公共機関が提示した課題を解決する「指定課題部門」、(2)公共機関が特定した課題ではなく公共機関が改善すべき問題（課題）を国民が決めて、それに対する解決策を提案する「自由課題部門」に、アイデアを提出することができる。

※詳細は「アイデアプラットフォーム『アイデア路』」（www.idearo.kr、以下「プラットフォーム」という）内の課題を参照

※アイデア受付期間（3月18日～4月28日）に申し込み登録をした場合にのみ、アイデア登録期間（4月29日～5月26日）にアイデアを登録することができる。

公共機関が提示した懸案の中には、技術開発が必要な部品開発（韓国東西発電（株）など）から冬期・夏期に現場で働く労働者のための凍傷や熱中症を予防する方策（3つの港湾公社との共同課題）、環境ビジョンのスローガン（韓国貿易保険公社など）など、分野や難易度がさまざまであるため、国民は本人の興味や専門分野に合わせて参加することができる。

韓国電力公社は自由課題部門に最大 1,000 万ウォン、韓国ガス技術公社は「天然ガス配管網に使われる表示板の品質改善アイデア」など 4 つの課題に、最大各 500 万ウォンずつ支給するなど、21 機関から計 8,500 万ウォンの補償金が支給される計画である。

また、韓国南東発電と韓国西部発電では、「社内のベンチャー諮問委員として活動する機会を提供」、「追加で動画コンテンツを制作する際に、優先交渉対象者に選定」するなど別途の特典も提供する予定である。

国民が簡単かつ安全にアイデアを取引できるように構築した「プラットフォーム」(www.idearo.kr) の開通を記念するために開催される行事であるため、アイデアを「取引」する方法を通じて国民のアイデアが公共機関に提供される予定であり、優れたアイデアには賞と賞金を与える予定である。

ただし、アイデアを提案する国民は指定課題・自由課題の両方の部門に参加できるが、提案したアイデアは必ず公開されていない「本人」のアイデアであることに、注意しなければならない。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の公募展に創造的なアイデアを持っている国民が積極的に参加して、公共サービスのイノベーションに役立つアイデアが多く提案されることを期待している」とし、「アイデアをより簡単かつ安全に取引することができる『プラットフォーム』の活用が拡大され、国民はイノベーションのアイデアで収益を創出し、公共機関や企業は国民のアイデアでイノベーションと成長を成し遂げることができるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-2 公共・官民部門における知的財産カスタマイズ型教育をスタート

韓国特許庁 (2021. 3. 18.)

官民分野の知的財産現場専門家を育成する基盤を整える

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、公共および民間部門の知的財産に対する認識を高め、知的財産能力を強化するために、知的財産カスタマイズ型の教育を実施すると発表した。

今回の教育は「デジタル経済時代、知的財産を通じたグローバル技術大国の実現」のビジョンを実現するために行う知的財産人材育成の一環として推進される。

1月中旬から3週間施行した知的財産専門教育の需要調査に基づいて実施される今回の教育は日程と場所、カリキュラムなどを需要機関に合わせた、需要者中心のカスタマイズ型カリキュラムで運営される。

2021年の知的財産カスタマイズ型の教育は、6つの機関で13回以上の教育が行われる予定であり、知的財産権の基本および活用科目の講義が運営され、実際に参加する受講者のレベルに合わせた講義の内容で編成される。

4月に忠南大学の産学協力団と蔚山科学技術院をはじめに、5～6月には東義大学・建設機械部品研究院、韓国電力KDN、下半期には檀国大学の産学協力団を対象にしたカスタマイズ型の教育が行われる。

「知的財産カスタマイズ型教育の実績」

- ・教育を希望する6つの機関はここ3年間（2018～2020年）、毎年平均190件の出願および140件の設定登録を進行
- ・檀国大学の産学協力団の場合、2020年に「スマートIoTデバイス（九九キューブ）を活用した教育プログラムの開発」の関連技術を民間優秀企業に技術移転する契約を締結
- ・忠南大学の産学協力団は、新型コロナウイルスの状況にもかかわらず、保有していた健康機能性食品の素材技術と外科手術用の医療機器技術の4種を関連する民間専門企業に技術移転

今回の知的財産教育は機関の優れた技術の特許で出願することができるように知的財産の基本を学び、中核特許が技術事業化に連携できるように深化（※）された教育まで推進される予定である。

※技術移転契約およびライセンス戦略、技術事業化の優秀事例およびビジネスモデルの分析、R&Dの方向を提示するための特許分析、中核特許への対応戦略など

需要機関の教育担当者との協議を通じて、オフライン教育を運営する際には、実習と事例中心の講義を行うことで、実質的・体感型の教育を実現する。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「官民部門の知的財産に対する認識を高めるとともに、それを活用する能力を強化することは、国の競争力の向上にも非常に重要な課題である。知的財産の基本的な概念を理解して活用する方法を体得することができるように体感型の教育を実現したい」とコメントした。

2-3 第53回特許訴訟実務研究会をオンラインで開催

韓国特許庁 (2021. 3. 23.)

韓国の特許審判院が主管する第53回特許訴訟実務研究会が、3月24日（水曜）午後4時にオンラインセミナーの方式で開催される。

特許訴訟実務研究会は、特許訴訟に関連する専門知識の涵養と効率的な訴訟の遂行、そして大田地域に所在する関連機関との人的ネットワークを強化するために結成された研究会である。

2012年3月に特許審判院、大田高等検察庁と大田地方検察庁、漢南大学の4つの機関が、第1回目の会議を開催して以来、隔月で参加機関を巡回しながら開催しており、2019年にはKAIST MIP（知的財産経営大学院）および忠南大学のロースクールも加わって研究会が拡大された。

今回の研究会は、2021年に入ってから初めての開催であり、コロナ禍による防疫指針を遵守するために、従来のオフライン方式ではなく、発表者は特許審判院の大審判廷で発表し、他の機関はオンラインで参加するオンラインセミナーの方式で行われる。

発表テーマは急激に発展している電気自動車技術について、最近話題となっている「LG vs SKのバッテリー紛争における争点整理」であり、発表後にはテーマに関する議論が行われる予定である。

本研究会を通じて、両社における紛争の経過と争点は何なのかについての情報を共有することで、特許訴訟に関わる関係者の理解の幅を広げることができると期待される。同研究会は、今後もさまざまな知的財産の法制に関連する話題について継続的に研究していく予定である。

2-4 世界的なコロナ危機にもかかわらず、特許審査サービスの輸出は巡航中

韓国特許庁 (2021. 3. 24.)

UAE での特許審査代行を通じて、年間 100 万ドル以上の外貨を獲得

新型コロナウイルスによる世界的な景気低迷の中にもかかわらず、韓国は特許審査サービスを輸出（UAE 特許審査代行）することで、年間 100 万ドル以上の外貨を着実に獲得していることが分かった。

韓国特許庁は、アラブ首長国連邦（UAE）と「特許審査代行に向けた知的財産権協力了解覚書（MOU）」を締結し、2014年6月からUAEの特許審査を代行している。

その後、審査品質の優秀性を認められ、2019年には特許審査の範囲を新規審査から中間審査・最終決定を含む全ての領域に拡大し、遂行の規模も100万ドル以上に増加した。

「UAE 特許審査代行事業の現状」

区分	2014～2018年	2019年	2020年	2021年上半期
審査代行の規模	88万4,000ドル	185万ドル	150万ドル	101万ドル
審査範囲	新規審査	新規審査、中間審査、最終決定		

特許庁は、審査代行を通じて韓国の特許行政サービスを発信し、韓国企業の海外での知的財産権確保を支援するために、UAEとサウジアラビアに持続的に審査官を派遣している。

特許庁の特許審査企画局長は、「UAEでの審査代行事業は、単なる外貨の獲得や行政サービスの輸出だけでなく、韓国企業の海外での知的財産権確保に貢献するという点で大きな意味がある」とし、「特許庁は中東地域の審査代行だけでなく、特許認定制度（※）をASEANなどの新興国に拡大することで、韓国企業の特許競争力の強化に向けて積極的に努力するつもりである」とコメントした。

※韓国で登録を受けた特許を該当国で別途審査を経ずに、すぐに登録できる制度であり、現在はカンボジア、ラオスを対象に実施中（2021年3月時点）

2-5 「営業秘密流出のデジタルフォレンジック支援」に参加する企業を募集

韓国特許庁（2021.3.25.）

営業秘密流出の被害を受けた企業に対するデジタルフォレンジック支援事業を新規推進

「判決文の分析結果、デジタルフォレンジックの分析結果を引用した事例」

- *（USB、スマートフォンメモリー）転職者が「図面・設備の履歴を記録したカード、作業標準書、生産日程」などの重要資料をUSBおよびスマートフォンメモリーのようなデジタル記憶媒体に移して、営業秘密を無断で搬出した事実を立証
- *（会社のサーバー）第三者が被害会社のサーバーに無断でアクセスして、サーバーに格納されている事業計画、売上情報などの経営上の情報を検索・閲覧した事実を立証

* (業務用ノートパソコン) 営業秘密を流出するプログラムをインストールした痕跡、約5ヵ月後にそのプログラムの構成ファイルが削除された事実を立証

韓国特許庁は、営業秘密流出の被害を受けた中小企業が営業秘密流出の証拠を確保しやすくするために、スマートフォン、PCなどの情報機器に対するデジタルフォレンジック事業を新たに推進すると発表した。

営業秘密訴訟の判決文を分析した結果(2020年特許庁調査)、75%以上の訴訟においてメールが重要な証拠として活用されるなど、デジタル証拠が実際の裁判で営業秘密侵害を立証する決定的な役割を果たしていることが分かった。

しかし中小企業は、営業秘密流出の被害を受けても専門人材と設備がないため、訴訟に必要な証拠を自ら収集することに苦労している。デジタル機器から流出の証拠を見つけるためには、最先端のフォレンジック機器とそれを運用できる専門家が必要である。

特許庁は、2021年から営業秘密流出の被害を受けた企業のモバイル機器、業務用PC、記憶媒体などを対象にデジタルフォレンジックが実施できるよう営業秘密保護センター(韓国知識財産保護院所属)に専門人材を採用し、最先端の設備を導入した。

また、営業秘密が流出された証拠を確保しても、常に営業秘密として管理していたという「秘密管理性」の要件を満たしていれば、法律的に保護(※)されることができると、企業の営業秘密管理体系の診断も支援する計画である。

※不正競争防止法上、営業秘密の成立要件:「秘密管理性」、「非公知性」、「経済的有用性」

デジタルフォレンジックの分析結果により、追加で法律的な対応が必要な場合には、営業秘密流出紛争への法律諮問も提供し、ソウル特別市、京畿道、仁川広域市の「知的財産の審判訴訟費用支援事業」との連携も推進する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「2021年から新たに推進するデジタルフォレンジック支援が営業秘密流出の証拠確保に苦労している韓国企業に役立つことを期待している」とし、「営業秘密として保護されるためには、通常の営業秘密管理が重要であるため、個別企業に対する営業秘密の管理体系に対する診断とカスタマイズ型のコンサルティングも積極的に支援する」と強調した。

詳細な内容は韓国知識財産保護院の営業秘密保護センター（1666-0521、www.tradesecret.or.kr）で確認することができる。

2-6 特許庁長、セキュリティ・認証分野のベンチャー企業、「DREAM SECURITY」の現場訪問

韓国特許庁（2021.3.29.）

韓国特許庁長は、3月29日（月曜）14時30分にセキュリティ・認証分野のベンチャー企業である、株式会社 DREAM SECURITY を訪問して現場の声を聴取した。

DREAM SECURITY 社は、データの暗号化、非対面の本人認証などのセキュリティ・認証サービスを開発する企業であり、デジタル経済の本格化による非対面サービスの拡大とともに成長している会社である。

特に、2019年にはIP担保融資で研究開発資金を調達し、新技術への投資に活用した事例がある。

今回の訪問は、DREAM SECURITY 社の IP 担保融資事例に基づいて知的財産金融の活性化に向けた支援対策を議論するためのものであり、最近、急成長した知的財産金融に対する企業現場からの意見と建議事項を共有する場となった。

特許庁長は、「企業の未来価値は、特許技術に集約されている」とし、「知的財産金融を通じて優秀な特許の価値が資金調達につながるように支援することで、韓国企業と経済のイノベーション成長を積極的にサポートしていきたい」と述べた。

2-7 地域産業のイノベーション成長をリードする未来の人材、知的財産専門人材を重点大学が育成する！

韓国特許庁（2021.3.30.）

韓国教育部・特許庁・慶尚国立大学・全南大学・忠北大学が
知的財産専門人材を育成する重点大学業務協約を締結（3月30日）

韓国教育部と特許庁は、「知的財産専門人材育成の重点大学」（以下 IP 重点大学）に選定された3つの大学（※）と IP 重点大学事業への協力に向けた業務協約を3月30日（火曜）16時30分に韓国知識財産センターで締結する。

※慶尚国立大学、全南大学、忠北大学

今回の協約を通じて教育部・特許庁・各大学は、地域革新企業の持続的な成長をけん引する知的財産専門人材の養成に取り組むことに合意した。

当事業は、圏域別の IP 重点大学内に地域の中核産業分野と連携した体系的な知的財産の学位課程（学士・修士・博士）を構築し、これを広く地域に拡大できるように支援する事業である。

※（2021年算）18億ウォン（3大学×6億ウォン） / （支援期間）最大10年（基本5年+追加3年+2年）

事業の効果を高めるために、教育部の「自治体-大学の協力に基づいた地域革新事業（※）（以下、地域革新プラットフォーム）」と協業・連携して運営される。

※地域内の大学、自治体、企業などがプラットフォームを構築し、主要分野に合わせて大学の教育体系を改編することで地域の人材を養成し、地域革新機関（企業、研究所など）と協業して課題を遂行する。

地域革新プラットフォームに選定された地域の総括大学（※）を IP 重点大学にし、プラットフォームを活用して地域内の複数の大学や企業・機関に知的財産教育を拡散する方式で推進される。

※プラットフォームに参加する大学間で役割を分担し、教育革新の方向設定・推進および共同の教育革新モデルを創出するなど、プラットフォームの教育革新における諸事項を支援・管理する。

特許庁は、地域革新プラットフォームの統括大学を対象に、適格な評価を経て、3つの大学（慶尚国立大学（慶南）・全南大学（光州・全南）・忠北大学（忠北））を圏域別の IP 重点大学として最終選定し、選定された大学は2021年から知的財産学位課程を本格的に運営する予定である。

慶尚国立大学は、法学を中心に工学・経営学・統計学など、さまざまな学問と融合した知的財産学位課程を開設し、慶南型共有大学（USG）を通じて慶南地域内の16大学に学位課程を伝播し、企業・機関などと連携した教育を運営する。

全南大学は、未来エネルギー・人工知能などの第四次産業技術と連携した知的財産学位課程を開設し、それを光州・全南共同学士管理システム（LMS）を通じて地域内の 14 大学に普及し、地域内の 32 の地域革新機関などと共有する。

忠北大学は、忠北地域の戦略産業である製薬、バイオと連携した知的財産学位課程を大学-大学院に開設し、それを地域内の 14 大学と 44 の地域革新機関に拡大する予定である。

教育部の次官は、「地域革新プラットフォームにおける大学同士、大学-地域革新機関間の協力体系を活用して、事業間のシナジー効果を創出する良い例になると期待している」とし、「今後も地域革新プラットフォームを通じて、大学支援事業の効果を高め、地域の教育革新モデルを発掘・拡大する」と述べた。

特許庁長は、「IP 重点大学を通じて地域に体系的な知的財産専門人材を養成する手段が設けられると期待している」とし、「特許庁は今後も IP 専門人材を育成するために最大限支援し、今後 3 大学が構築した優秀な教育モデルを基に、IP 重点大学を全国に拡大していきたい」と述べた。

2-8 国家知識財産委員会、2020 年国家知的財産事業評価の結果発表

韓国特許庁（2021. 3. 30.）

ー バイオヘルス技術の海外出願・事業化支援（保健福祉部）、海外 IP 侵害対応（外交部）など 4 つの事業および自治体（産業イノベーション成長のハブ、IP 最強リード「蔚山」）などが最優秀評価

ー 第 3 次国家知的財産基本計画（2022 年～2026 年）策定の推進

ー 人工知能（AI）-IP 特別専門委員会の延長・運営など

□ 国家知識財産委員会（以下、委員会）は 3 月 29 日（月曜）午後 4 時に、ジョン・サンジョ民間委員長（ソウル大法学専門大学院教授）主宰で第 29 回目の会議を開催し、

①「2021 年度の国家知識財産施行計画（案）」、②「2020 年度国家知識財産施行計画推進実績の点検・評価結果および 2022 年度の財源配分方向（案）」、③「第 3 次国家知識財産基本計画の策定指針（案）」、④「人工知能（AI）-知的財産（IP）特別専門委員会の延長・運営計画（案）」など 4 つの案件を審議・議決し、報告案件として⑤「2021 年知的財産イシュー政策化の推進計画（案）」を受け入れ確定した。

< 国家知識財産委員会の概要 >

- ・「知識財産基本法」第6条により知的財産（IP：Intellectual Property）に関する政府の主要政策と計画を審議・調整する大統領所属の委員会
- ・（構成）委員長（国務総理、民間委員長）、政府委員（※）13名、民間委員20名
- ※科学技術情報通信部（幹事）・企画財政部・教育部・外交部・文化体育観光部・農林畜産食品部・産業通商資源部・保健福祉部・中小ベンチャー企業部長官、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長

1 2021年度国家知識財産施行計画(案)

□「第2次国家知識財産基本計画(2017年～2021年)の第5年目の細部実践計画として、本計画に従って2020年(1兆166億ウォン)対比20.5%増加した1兆2,251億ウォンの予算を投入することになり、主な内容は次のとおりである。

①現在のIP評価機関認証制度を2段階に分けて昇降制度を適用（※）し、評価機関の認証要件を差分適用して進入しやすくした。

※(既存)評価人材10人以上→(改善)1段階は5人以上、2段階は10人以上、

(1→2段階昇給)2段階評価機関の要件を満たす場合、(2→1段階降等)評価品質が不十分である場合

②イノベーション成長分野の中小ベンチャー企業や技術創業企業を対象にR&DとIP-R&Dを同時に支援（※）できるように関連事業を連携した。

※(R&D)4億ウォン以内で支援、民間10%以上負担、(IP-R&D)0.8億ウォン以内で支援、民間20%以上負担

③海外商標の無断先取り、オンライン模倣品流通対応地域を拡大（※）し、AI融合違法コピー品の判読システムの実証を支援（※※）する。

※海外商標の無断先取りに対する対応：(2020年)中国・ベトナム+タイ→(2021年)中国・ベトナム・タイ+インドネシア/オンライン模倣品流通対応：(2019年)中国→(2020年～2021年)中国+アセアン6カ国(ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン)および台湾

※※AI融合違法コピー物の判読システムの構築(科学技術情報通信部)：(2020年)48億ウォン→(2021年)59億ウォン

④コンテンツ企業に対する民間金融圏貸出時の保証を拡大（※）し、創業・零細企業に重点的に支援(50%以上)する。

※コンテンツ企業に対する民間金融保証の拡大(文化体育観光部):(2020年)200億ウォン
→(2021年)250億ウォン

⑤IPに関する新しい職務能力に対する需要に対応および融合人材養成のための産業分野別、対象別のカスタマイズ型のIP教育を強化(※)する。

※創業保育センター内における教育拠点センターの拡大(特許庁):(2020年)8センター
→(2021年)10センター

需要者中心の知的財産専門人材養成(特許庁):(2020年)57億ウォン→(2021年)67億ウォン

2 2020年度国家知識財産施行計画推進実績の点検・評価結果および2022年度財源配分の方向(案)

□ 委員会は前年度の推進実績を点検・評価し、評価の結果と将来の見通しなどを連携して財源配分方向を設け、これを予算編成部処(科学技術情報通信部、企画財政部)に通報する。

※16の中央行政機関の72の事業、17の広域地方自治団体を対象に2020年度の推進実績評価を実施

○2020年度における5個の最優秀事業(中央4、自治体1)と10個の優秀事業(中央7、自治体3)を選定した(添付2参照)。

※(代表的な成果①ー保健福祉部、バイオヘルス技術のビジネスエコシステム造成支援)研究者インタビュー、技術評価などを通して294件(前年対比156%増加)の技術発掘および特許出願を行い、このうちグローバル進出有望技術60件について海外出願を支援(代表的な成果②ー外交部、海外IP侵害対応)高級紛争情報の収集のためにネットワークを構築(238件)、現地企業の知財権相談および紛争解決支援(事前予防95件、事後支援105件)、主要国のIP政策動向モニタリング(529件)など

○評価の結果によって、委員会は36個の事業(優秀以上11個、普通25個)に対して予算の拡大意見を提示し、現行規模の維持意見18件、条件付きの維持・縮小意見1件を関係部処に伝える計画であり、最優秀事業については9月の知的財産の日に表彰と副賞を授与する予定である。

3 第3次(2022年～2026年)国家知的財産基本計画の策定指針

□ 委員会は第2次基本計画(2017年～2021年)の成果と国内外のIP環境および主要国の制作動向などの検討・分析を通して第3次基本計画(2022年～2026年)を策定する計画である。

○この日に議決された「第3次基本計画策定指針」に基づいて関係部処及び広域自治体から計画と施策に関する提出を受け取り、これを総合して基本計画(案)を2021年末まで設定する。

第3次基本計画の方向性	
(ビジョン)デジタルトランスフォーメーション時代、IP基盤の融合・複合を通じたグローバルイノベーションの主導	
政策 方向 (案)	(1)データ活用の促進、R&D活用度を高めて戦略分野の重要IP確保 (2)IP制度先進化を通じた融合・複合技術イノベーションの迅速な保護及び流出防止 (3)IP価値創出エコシステムの強固化によりIPに強いグローバル強小企業の育成 (4)IP人材高度化およびグローバルリーダーシップの確保を通じたIP主導国家への跳躍基盤の強固化 (5)新しい環境における公正・共生のコンテンツ産業環境の造成を通じたコンテンツ強国を達成

4 人工知能(AI)-IP特別専門委員会の延長・運営計画(案)

□ 人工知能(AI)創作物に対する著作権の認定有無などの人工知能関連IP 이슈に対応するため、「人工知能(AI)-IP特別専門委員会」を1年延長(2021年6月→2022年6月)・運営することを審議・議決した。

□ ジョン・サンジョ委員長は、当日の議決・受け付けられた案件に対し、部処間での協業を通じて該当課題などを緊密に推進していくことを依頼し、

○「2021年は第2次基本計画を仕上げ、新しい第3次基本計画を準備する年である。これまでの成果を総合するとともに、AI、ブロックチェーンなどの第四次産業革命へと急変する環境において、知的財産の価値と重要性が増々重要となっている中、これに対する先制的な議論と準備がうまくできるように各委員と関係部処にお願いしたい」と述べた。

- 日時/方法：2021年3月29日(月)16：00～17：30/ウェブ映像会議(インターネット網)
- 参加者
- 委員長：ジョン・サンジョ 民間委員長
 - 政府委員(13人)：科学技術情報通信部(幹事)・企画財政部・教育部・外交部・文化体育観光部・農林畜産食品部・産業通商資源部・保健福祉部・中小ベンチャー企業部長官、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長
 - 民間委員(20人)：コ・ヨンギョン、コ・ヨンジュ、コ・ヨンヒ、コン・ヨンジュン、キム・ミヒョン、キム・ボヨン、キム・イシク、キム・ジェフン、キム・チャンフン、ムン・コンヨン、ムン・ソンヨン、パク・ジョンイン、パク・チャンヒ、ソン・シヨン、ソン・ンジ、シン・ヘン、イ・サンジク、イ・ジョンスク、イム・ジュンヨン、ジョン・ヨンキル
- 上程案件

区分	案件名	提出	
1	2021年度国家知的財産施行計画(案)	関係部処合同	
2	2022年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果および2022年度財源配分方向(案) 第3次国家知的財産基本計画の策定指針(案) 人工知能(AI)-IP特別専門委員会の延長・運営計画(案)	知識財産委員会	
3			
4			
5	報告	2021年度の知的財産 이슈政策化推進計画(案)	関係部処合同

※4, 5号案件は口頭による報告せず書面にて代替

[1号] 2021年度の国家知的財産施行計画(案)

I. 推進背景

○第2次国家知的財産基本計画(2017年～2021年)の政策目標を実現するために年度別の細部実践計画として「2021年度細部実行計画(案)を策定

※(戦略および課題)5大戦略および21の重要課題、(関係機関)科学技術情報通信部・文化体育観光部・特許庁など16の中央行政機関、17の市・道。(72個の事業)財政事業(59コ)、R&D事業19コ、非財政事業(法・制度など、13個)

II. 主要内容

① (市場需要の反映 IP資産化)技術移転及び事業化の支援を強化し、IP金融(2019年1.4兆ウォン→2020年2.1兆ウォン)の持続的な拡大・内実化のためにIP評価体系を改善

○国家技術銀行に登録された公共研の保有技術などの中小・中堅企業の移転および事業化促進のために企業と公共研の追加商用化開発支援の拡大

※技術成果活用促進(産業資源部):(2020年度)91億ウォン→(2021年)103億ウォン

○保証投資・担保貸出など用途のIP価値評価支援を拡大(※)し、現IP評価機関の認証制度を2段階化(1段階・2段階)及び昇降制度に改編(※※)を推進

※IP金融価値評価の支援件数:(2020年)2,262件→(2021年目標)2,300件

(3大ガイドの普及2021年2月～)①IP価値評価実務ガイド、②品質管理ガイド、③IP投資実態調査ガイド

※※(既存)評価人材10人以上→(改善)1段階は5人以上、2段階は10人以上

(1→2段階昇給)2段階の評価機関要件を満たす場合、(2→1段階降等)評価品質が不十分な場合

② (中小ベンチャー企業の創業・成長および保護強化)グローバル競争力強化のために素材・部品・設備分野におけるIP-R&D支援及び中小企業技術イノベーション開発のための支援拡大

○関係部処の協業を通じて重要戦略技術に関連する素材・部品・設備のR&D課題及び韓国型ニューディールなど重要分野の政府R&D課題に対するIP-R&D支援(※)の拡大

※IP-R&D戦略支援(特許庁)：(2020年)361億ウォン→(2021年)404億ウォン

所管	素材・部品・設備の重要戦略技術に関するR&D事業	IP-R&D支援課題件数 (件)	
		2020年	2021年 (案)
産業通商資源部	素材部品技術開発、機械産業重要技術開発など	208	260
中小ベンチャー企業部	技術イノベーション開発、購買条件付き技術開発など	49	260
科学技術情報通信部	未来の素材ディスカバリー、ナノ・未来素材基盤技術の開発など	37	40
環境部	上下水道イノベーション技術開発事業	5	—
合計		299	400

○中小ベンチャーイノベーション成長分野における重要品目R&D事業を新規で支援

(※) し、技術創業企業を対象にR&DとともにIP-R&Dを支援できるよう事業連携 (※※)

※素材・部品・設備、第四次産業革命、3大新産業分野など計40件の課題

※※(R&D)4億ウォン以内で支援、民間10%以上負担、(IP-R&D)0.8億ウォン以内で支援、民間20%以上負担

3 (IPグローバル進出支援の強化)韓流拡散およびIP紛争増加に伴う知的財産権保護支援の強化

○海外商標の無断先取り (※) およびオンライン模倣品流通の対応 (※※) 地域を拡大し、違法コピー品判読システムの実証(関税庁協力)支援を通じて国内企業の被害を最小化 (※※※)

※海外商標の無断先取り対応：(2020年)中国・ベトナム+タイ→(2021年)中国・ベトナム・タイ+インドネシア

※※海外オンライン模倣品流通の対応：(2019年)中国→(2020年～2021年)中国+アセアン6カ国

(ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン)および台湾

※※※AI融合・違法コピー品判読システムの構築(科学技術情報通信部)：(2020年)48億ウォン→(2021年)59億ウォン

○コンテンツの海外進出拡大に向けて海外現地拠点を運営（※）および海外進出企業向けに情報提供、現地交流、事業者間の連携、広報・コンサルティングなどの支援を拡大
※(2020年)韓国コンテンツ振興院ビジネスセンター7ヵ所(米国LA、中国北京・深川、日本東京、欧州パリ、インドネシアジャカルタ、ベトナムハノイ)および市場調査の人材(マーケッター)1ヵ所(UAEアブダビ)の運営
→(2021年)センター新規設立(UAEアブダビ)および市場調査人材(マーケッター)2ヵ所(タイ、ロシア)派遣予定

4 (デジタル創作の公正・共生エコシステム造成)公正かつ透明なコンテンツエコシステム造成のための不公正行為の改善推進及び有望コンテンツに対する投資拡大

○不公正取引の被害申告、法律・訴訟費用などを支援※し、放送分野における標準契約書の使用実態(外注製作・労働環境)および義務使用(政府支援事業)の点検を推進
※コンテンツ公正・共生センターの相談件数：(2018年)51件→(2019年)106件→(2020年)124件

○コンテンツ企業の融資活性化のために民間金融圏の貸出時の保証を拡大（※）し、制度圏金融支援の死角地帯である創業・零細企業に重点的(50%以上)に支援
※文化産業完成保証の出捐予算(文化体育観光部)：(2020年)200億ウォン→(2021年)250億ウォン

5 (人・文化中心のIP基盤構築)新しい職務能力の需要増大に対応および融合人材養成のための産業分野別、対象別カスタマイズ型のIP教育強化

○創業教育センターにおけるIP教育運営の拡大（※）、デジタル分野におけるIP人材養成（※※）など

主要産業分野別実務能力の培養のための集中教育訓練を実施

※需要調査を通じて一部の創業保育センター内に教育拠点センターを拡大：(2020年)8件→(2021年)10件

※※特許庁、雇用労働部、事業参加機関、自治体などと協力してビッグデータ・AIなどのデジタル分野におけるカスタマイズ型IP教育コンテンツの開発及びIP教育の定例化基盤(MOUなど)を構築

※需要者中心の知的財産専門人材養成(特許庁)：(2020年)57億ウォン→(2021年)67億ウォン

Ⅲ. 今後の計画

○中央行政機関・自治体への通報および実行(～2021年12月)、推進実績の点検評価(～2022年3月)

参考

2021年度の施行計画ビジョンおよび戦略

◆ビジョン：第四次産業革命を主導するIP国家競争力の確保

5大重点戦略	21件の重点課題
<1> 市場の需要を反映したIP資産化	01. IP-R&Dを通じた優秀IP創出の促進 02. 事業化有望技術の商用化開発支援の強化 03. IP技術の取引、金融および事業化支援の活性化 04. 新技術分野におけるR&D標準特許連携の強化 05. 公共研究機関のIP経営戦略の高度化
<2> 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化	06. IP基盤創業の活性化およびIPサービス費用支援の強化 07. 中小企業のIP競争力強化支援の拡大 08. 中小企業のIP技術保護の強化
<3> 国内IPのグローバル進出支援の強化	09. 海外進出企業に対するIP活動支援の強化 10. 韓流コンテンツの海外進出拡散強化 11. 国際協力を通じた知的財産権保護 12. 生物遺伝資源の確保および国際規範の対応 13. 新品種事業化の促進および品種保護制度運営の効率化
<4> デジタル環境の創作に対する公正・共生エコシステムの造成	14. 創作者の保護およびデジタル著作権侵害対応体系の先進化 15. 著作物の流通および活用支援の活性化 16. 有望コンテンツに対する投資活性化および産業の育成 17. 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着
<5> 人と文化中心のIP	18. 実務および創業連携のIP専門人材の養成 19. 発明・特許の素養教育の強化および著作権尊重文化の拡

基盤構築

散

- 20. 特許審査インフラの整備および専門能力の向上
- 21. 地域IP競争力の強化

[第2号] 2020年度国家知的財産施行計画の推進実績の点検・評価結果および 2022年度財源配分方向(案)

I. 推進背景

- 知的財産基本法(第10条)に基づいて2020年度の施行計画推進実績を点検・評価をし、評価の結果と将来の見通しなどを連携した2022年度の財源配分方向(案)を設定し、関係部処(科学技術情報通信部・企画財政部)に通報

II. 推進経過

- 施行計画の評価と財源配分との連携性強化のために評価単位を「課題」単位から「事業」単位に変更して評価等級の細分化(※)など評価制度を改善(※2019年5月)
※(2018年)最優秀、優秀、普通(3段階)→(2019年)最優秀、優秀、普通、不十分、非常に不十分(5段階)
- 事業の特性および評価者ごとの偏差を最小化するために評価分科を5大戦略分科から事業特性格別の分科(※)に調整して統計技法を適用するなど評価方法を改善(※2020年10月)
※①R&D、②人材養成など基盤造成、③活用・促進・支援、④法・制度の運営、⑤自治体

III. 主要内容

- (評価対象)16の中央行政機関の72事業(※)および17の広域自治体の推進実績

区分	機関名
関係中央行政機関(16ヵ所)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、法務部、統一部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁

広域自治体 (17カ所)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南北道、全羅南北道、慶尚南北道、済州特別自治道、世宗特別自治市
-----------------	--

※財政事業(59件、R&D 17件、非R&D 42件)、非財政事業(法・制度など、13件)

○(評価方法)国家知識財産委員会専門委員など計44人で構成された評価委員団の深層評価(※)後、評価の結果を反映した財源配分方向(案)を提示

※書面評価→分科ごとの調整会議(不十分・優秀課題の疎明および実績検証)→全体調整会議(不十分・優秀課題確定および財源配分などについて議論)→財源配分方向(案)策定

※(評価日程)2020年施行計画の策定(関係部処・自治体、2020年3月)→2020年施行計画の推進実績提出(～2021年1月15日)→点検・評価の実施(2021年1～2月)→知識財産委員会本会議において議決(3月末)

○(評価等級)中央部処と自治体に区分し、中央部処は事業単位(財政・非財政)別、自治体は機関ごとに等級を付与

○(評価結果の活用)2022年度知的財産財源配分方向(案)(※)の繁栄および最優秀中央部処・自治体に表彰・副賞を授与(毎年知的財産の日(9月4日))

※中央部処事業は評価の結果を反映した財源配分の意見を関連部処(R&D事業：科学技術情報通信部、非R&D事業：企画財政部)などに提示(3月末)

IV. 2020年度点検・評価の結果および財源配分方向(案)

○(評価結果)中央部処72事業および17の自治体の評価結果、最優秀5カ所(中央4カ所、自治体1カ所)、優秀10カ所(中央7カ所、自治体3カ所)、普通74カ所(中央61カ所、自治体13カ所)選定(不十分以下なし)

※1次評価結果、中央部処の不十分以下対象(13の事業)については部処疎明手続き(資料提出→評価委員の再評価→全体調整会議)を経て「普通」等級に上向き調整

<2020年国家知的財産施行計画の評価結果、(最)優秀事業(自治体)の現況>

区分	最優秀・優秀事業現況		機関
中央部処 (11カ所)	最優秀 (4)	多国間経済外交の推進および経済協力の強化	外交部
		バイオヘルス技術のビジネスエコシステム造成支援	保健福祉部

		知的財産基盤の創業促進	特許庁
		文化コンテンツの国際協力および輸出基盤の造成	文化体育観光部
	優秀 (7)	母胎組合の出資	特許庁
		著作権流通支援および利用活性化	文化体育観光部
		特許審査支援事業	特許庁
		標準特許の創出支援	特許庁
		国内知的財産権保護活動の強化	特許庁
		発明奨励文化の造成	特許庁
知的財産創出の支援	特許庁		
広域自治体(4ヵ所)	最優秀	産業イノベーション成長のハブ、IP最強主導「蔚山」	蔚山広域市
	優秀 (3)	世界から訪れるグローバルIP HUB、第四次産業革命主導の都市「仁川」	仁川広域市
		知的財産基盤の創業主導都市「大邱」	大邱広域市
		未来IP競争力確保を通じた「スマート江原」の実現	江原道

○(財源配分方向(案))中央部処の評価対象55件の財政事業(細部、内訳)について予算の拡大36件(優秀以上11件、普通25件)、維持18件、条件付きの維持・縮小1件について意見を提示

<2022年度国家知的財産事業の財源配分方向(案)>

区分(等級)	予算拡大	現行水準維持	条件付き維持又は縮小
優秀以上	11		
普通	25	18	I

V. 今後の計画

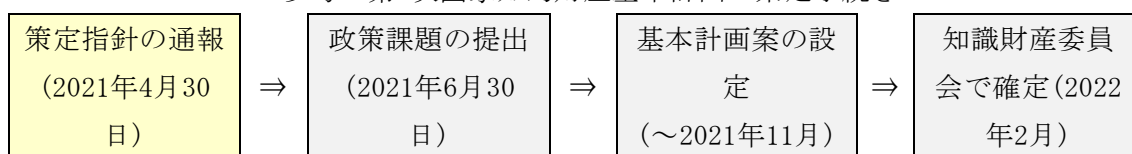
- 2020年の点検・評価結果および事業別(自治体)の改善意見を通報(3月末)
- 2020年の評価結果に対する部処・自治体の改善計画(案)報告(6月予定)
- 2022年の財源配分方向(案)通報(3月末)および予算(案)反映の支援(4月～8月)

[第3号] 第3次国家知的財産基本計画の策定指針(案)

I. 推進背景

- 「第2次国家知的財産基本計画(2017年～2021年)」の終了により、知的財産中長期政策目標および戦略・推進課題などを盛り込んだ「第3次国家知的財産基本計画(2022年～2026年)」の策定指針を提示(根拠：知的財産基本法第8条および同法施行令第9条)

<参考>第3次国家知的財産基本計画の策定手続き



II. 推進方向

- 第2次基本計画(2017年～2021年)に基づき、毎年施行計画の推進実績の点検・評価結果、国内外のIP環境および主要国の政策動向などの検討・分析

ーこれを基に第3次基本計画(2022年～2026年)の潜在的な構造(案)の設計

※知識財産委員会の民間委員など諮問委員会で検討(2021年1月)および5大戦略ごとの小委員会で検討(2021年2月)

- 第3次基本計画の構造(案)を基に、関係部処などから計画と施策の提出を受け、これを総合し、深層検討を経て基本計画(案)を設定(2021年12月)

III. 主要内容(要約)：添付を参照

□ 環境分析

- グローバルパンデミックが引き金となった非対面需要の急増、デジタル・データ経済へと大転換
- ICT基盤の広範囲で複合的な融合を通じた産業構造イノベーションの加速化
- 主要国の技術覇権競争及び技術ブロック化の進行によるグローバル通商秩序の再編
- AI、VR・ARなどICT技術の融合、プラットフォーム経済の拡散によりコンテンツエコシステムの変化の見通し

□ グローバルIP政策動向

- (米)強力なIPの保護および執行を通じた製造業の競争力回復に努める
- (中)IP保護の強化など、制度整備を通じた国際社会における信頼度増大に努める
- (日)ニューノーマルに向けたIP戦略の提示など、デジタルトランスフォーメーションに対応するためのIPエコシステムの整備
- (欧)欧州単一市場に向けてイノベーションIP環境の造成に向けた制度改革(※)の進行

※例)欧州知的財産庁(EUIPO)戦略計画2025年(2020年～):デジタルトランスフォーメーションの状況での効率的なIPシステムの構築など

□ 韓国のIP政策の方向および挑戦課題

- 技術覇権競争、炭素中立など対応のための重要IPの確保、R&D全サイクルでIP中心の管理
- データ活用の強化、技術イノベーションの促進および保護・流出防止などのためのIP諸般制度の整備
- グローバル強小企業育成のためのIP価値創出エコシステム(創業、IP金融、取引など)強固化
- IP主導国への跳躍のためのIP人材基盤強化およびグローバルリーダーシップの確保
- 次世代コンテンツの育成、公正・共生の産業環境造成などの新しいコンテンツエコシステムの造成

第3次基本計画の方向性	
(ビジョン)デジタルトランスフォーメーション時代、IP基盤の融合・複合を通じたグローバルイノベーションを主導	
政策方向(案)	(1)データ活用の促進、R&D活用度を高めて戦略分野の重要IP確保 (2)IP制度先進化を通じた融合・複合技術イノベーションの迅速な保護及び流出防止 (3)IP価値創出エコシステムの強固化によりIPに強いグローバル強小企業の育成 (4)IP人材高度化およびグローバルリーダーシップの確保を通じたIP主導国家への跳躍基盤の強固化 (5)新しい環境における公正・共生のコンテンツ産業環境の造成を通じたコンテンツ強国を達成

V. 今後の日程

- 第3次基本計画策定指針の通報(～4月30日)
- 第3次基本計画の政策課題(案)提出(～2021年6月30日、関係部処および自治体)
- 第3次基本計画草案の設定(2021年9月)および公聴会など意見収集(～2021年11月)
- 第3次基本計画(案)の確定(2021年12月、第31次本会議)

参考

第3次(2022年～2026年)知的財産基本計画の政策構造(案)

《ビジョン》

デジタルトランスフォーメーション時代、IP基盤の融合・複合を通じたグローバルイノベーションを主導

《政策方向》

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 重要分野におけるグローバルIP競争力の確保 | 4. IP主導国家への跳躍基盤の強固化 |
| 2. 融合・複合技術の保護強化 | 5. 次世代コンテンツの強国達成 |
| 3. IPに強いグローバル強小企業の育成 | |

5大重点戦略

21件の重点課題

1

技術覇権競争時代のイノベーションリーダーシップ強化のためのIP確保

- 1 データ経済に対応するIP創出環境の構築
- 2 技術覇権競争時代の成長動力確保のための重要IPの先取り
- 3 イノベーション競争力強化のためのR&D全周期におけるIP中心管理
- 4 融合化・複合化環境に対応した審査サービス品質の向上

2

イノベーション誘因のためのIP諸般制度の調和

- 1 IP侵害紛争の事前予防および訴訟経済の追求を図る
- 2 新貿易障壁時代の産業技術・営業秘密保護および国外流出防止
- 3 デジタル環境におけるIP侵害防止および保護能力の強化
- 4 融合・複合技術イノベーションの促進および保護のための諸般制度の改善

<p>3 グローバル強小企業育成のためのIP価値創出エコシステムの強化</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 IP基盤創業の活性化および融合・複合IP競争能力の強化 2 投資中心のIP金融エコシステムの構築 3 需要者中心のIP取引および事業化成功率の向上 4 中小企業のIP基盤グローバル進出の支援
<p>4 IP主導国家への跳躍のための人材基盤の強化およびグローバルリーダーシップの確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 デジタルトランスフォーメーション時代に備えたIP未来人材の養成 2 現場需要に先制的に対応するためのIP実務人材の専門性強化 3 良質の職場づくりのためのIP関連産業の育成 4 IP分野における国際リーダーシップの確保
<p>5 デジタルプラットフォーム時代の新しいコンテンツエコシステムの造成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代コンテンツの育成支援 2 公正・共生のコンテンツ産業環境の造成 3 新韓流拡散のための支援および保護基盤の整備 4 非対面環境に対応したコンテンツ分野の制度的基盤の整備


[第4号] 人工知能(AI)-IP特別専門委員会の延長・運営計画(案)



I. 推進背景

○「人工知能データ基盤のデジタル知的財産イノベーション戦略(案) (※)」(以下、知的財産イノベーション戦略)の重要課題に対する持続的な議論を通じた合意導出など、後続処置が必要

※第28次国家知識財産委員会本会議で議決(2021年2月23日)

○人工知能関連IP 이슈に対するグローバル議論動向を鑑み、新規 이슈発掘および議論を通じた先制的な対応法案の導出が必要

	<p>2021年3月、「米国の国家安保委員会(NSCAI)報告書」：国家AI競争力の確保および安保脅威に対応するためIP考慮事項を含み、AIおよび新技術保護のための新しいIP政策および制度のイノベーション設定を勧告</p>
---	---

	2020年10月、「AI立法勧告案」：勧告案で特許および新しい創意プロセスを含む知的財産権に関する考慮の必要性を強調
	2020年7月、「AI技術の活用のための活動計画改定版」：AI技術の活用を通じて特許行政事務の高度化・効率化を図るための活動計画を提示

II. これまでの運営成果

○「人工知能(AI)-IP特別専門委員会」(以下、AI-IP特委)発足(2020年6月16日にち)、全体会議(2020年6月16日/8月19日/12月1日)および小会議(※)、AI-IPコンファレンス(2020年9月4日)など開催

※着手会議(2020年6月16日)、2次(6月25日)3次-5次(7月3日)、6次(7月16日)、7-9次(7月24日)、10次(7月29日)、11次(8月24日)、12次(8月28日)、13次(10月16日)、14次(10月26日)、15-16次(11月4日)、17次(11月6日)、18次(11月16日)、19次(12月11日)

○知的財産イノベーション戦略(案)の設定(~2020年12月)、関係部処の協議および民間・専門委員の検討(~2021年1月)、第28次知識財産委員会へ上程および議決(2021年2月23日)

<知的財産イノベーション戦略の主要内容>

戦略	重要課題
デジタルトランスフォーメーションに対応する知的財産法制度のイノベーション	①人工知能・データ活用拡散のための法制度の整備
	②デジタルトランスフォーメーションに対応する知的財産保護体系の構築
知的財産分野のデータ活用の拡散	①産業全般へと知的財産のデータ活用拡散
	②知的財産創出のためのデータ構築・解放
知的財産基盤のデジタル産業競争力の強化	①人工知能およびデジタルコンテンツ産業の育成
	②デジタル知的財産金融基盤の造成および人材養成
新知的財産通商秩序を主導	①デジタル経済時代のグローバル知的財産規範形成を主導
	②GVC再編に対応した海外進出企業の支援

☞国家知識財産委員会傘下のAI-IP特別専門委員会の延長（※）・運営を通じて①これまで議論されたAI-IP 이슈に対する実効性のある後続処置、②争点および新規IP 이슈に対する先制的な対応

※(根拠)知的財産基本法施行令第6条および運営細則第14条

Ⅲ. 今後の重点推進方向

○AI-IP特別専門委員会の運営期間の延長

※(当初)2021年6月15日に終了→(変更)2022年6月15日に終了(ただし、著作権分野の専門家補強などを推進)

○国家知識財産委員会AI-IP特別専門委員会（※）を中心に知的財産イノベーション戦略の主要事業・政策の進行状況(履行計画の設定および施行など)を点検

※民間委員(15人)および政府委員(科学技術情報通信部、文化体育観光部、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、特許庁)で構成

○多部処の重要課題（※）の場合、人工知能-IP特別専門委員会内の別途の小委員会を構成・運営して議論水準の高度化、必要に応じて実務運営委員会（※※）などを通じて合意を導出

※AI-創作物(発明・デザイン・著作など)の生成・流通活性化および権利保護

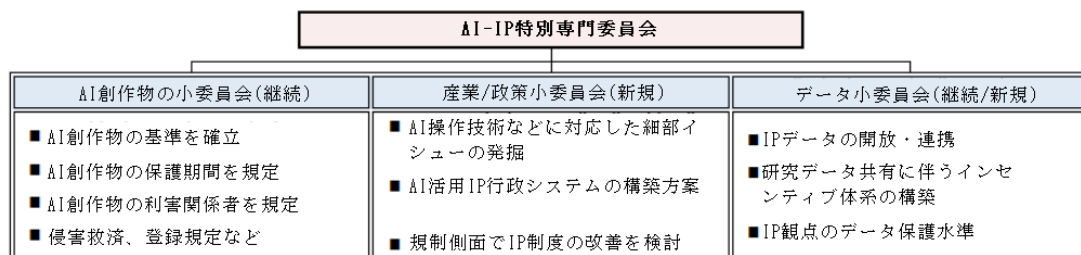
※※(委員長)知識財産戦略企画団長、(委員)当年職委員が所属された機関の高位公務員と知識財産戦略企画団所属の高位公務員

○主要国中心の人工知能-IP政策 이슈状況をモニタリングし、新規 이슈を発掘・議論、先制的に対処案の導出を検討(イシュー選定時に該当小委員会で検討)

Ⅳ. 今後の日程(案)

○AI-IP特別専門委員会内の小委員会を構成・運営(2021年4月～2022年6月)

※必要に応じて公開フォーラム、セミナーなどを運営



※小委員会の構成および細部案件は変更可能性あり

○知的財産イノベーションの戦略履行点検など(2021年4月～)

○「AI-IP特別専門委員会」の運営結果報告(2022年6月以降、国家知識財産委員会)

【第5号】 2021年度知的財産イシュー政策化の推進計画(案)

I. 推進背景

○専門委員会が発掘した「2021年度の知的財産主要政策イシュー」(※)に対する関係部処の件と鶴意見および推進計画の報告

※第28次国家知識財産委員会に報告(2021年2月23日、9課題)

II. 主要内容

1 知的財産ビッグデータ基盤のビジネスモデルプラットフォーム開発

※スタートアップ・小商人・中小企業などが新しい事業に挑戦できるようにビジネスモデルを用意に検索できるプラットフォームの構築が必要

① **特許庁** IP情報検索サービス(キプリス)の特許検索機能の改善を推進(～2021年)

② **特許庁** 特許ビッグデータ分析プラットフォーム(※)とデザイン・証憑データの連携可能性を検討(～2021年)

※技術分野別の特許動向および産業・経済連携分析のためのプラットフォームを構築中(～2022年)

2 国家R&D事業のIP成果創出強化のための成果指標の改善

※国家R&D事業のR&D結果物の特許品質に対する充実した成果評価のために、質的IP成果指標の開発・適用が必要

- ① **特許庁** IP基盤活動の遂行程度（※）を測定できるよう過程指標を開発（～2021年）
 ※関連技術・市場動向および特許分析の遂行有無、特許戦略および目標設定など
- ② **特許庁** 現在の特許評価システム（SMART, K-PEGなど）評価モデルの改善を検討（2021年）
- ③ 公共著作物の公正な利用のためのガイドを作成および適用法規の明確化
 ※公共データ（※）である公共著作物の場合は優先的用法（著作権法）を案内し、公共著作物の不正な利用に対する対応手続きなどのガイドが必要
 ※データベース、電子化されたファイルなど公共機関が法令などで定める目的のために生成・取得・管理するデータ
- ① **文化体育観光部** 公共データ法と著作権法の適用基準などを含み、公共著作物の著作権管理および利用指針の解説書を改定（2021年下半年）
- ④ ブロックチェーン分散アプリ（※）を活用した著作権保護を推進
 ※ブロックチェーンなど分散元帳システムに記録され、特定の条件下で遂行されるアプリケーション
 ※放送背景音楽著作権の権利関係、利用許諾、清算・分配方式などの不透明性により公正な徴収および分配に対する社会的 이슈が持続的に発生
- ① **文化体育観光部** 送背景音源の透明な取引環境づくりのためのブロックチェーン応用プログラム機能の開発（2021年）および流通プラットフォームの研究開発（～2022年）
- ⑤ 教員の創業活性化のための改良発明の帰属・成果ガイドラインの設定
 ※教員創業企業の設立以降、技術価値が高い改良発明が行われた場合、消耗的な紛争を最小化にし、事業化成功可能性を高めるためにガイドラインが必要
- ① **科学技術情報通信部** **特許庁** **教育部** 実験室における創業に範囲を拡大して実験室における創業前後の知財権ガイドラインの設定・配布（2022年上半年）
- ⑥ 金融投資融資商品の開発などコンテンツ産業に特化された政策金融の支援
 ※コンテンツ産業に特化された政策金融の予算投入（出捐）拡大を通じて産業構造の変化に伴う弾力的な政策対応が必要
- ① **金融委員会** 信用保証基金のコンテンツ企業補償規模（※）漸進的拡大（～2022年）
 ※コンテンツ企業の特化保証：308億（2020年）→330億（2021年）→350億（2022年）

② **金融委員会** **文化体育観光部** マザーファンド文化勘定投資と信用保証基金の保証連携商品の開発

⑦ IPビッグデータランドスケープを活用して技術評価の実効性を補完

※技術信用評価次にIPビッグデータランドスケープ(特許情報を技術、市場、産業、企業情報と連携して事業環境の分析)を活用して技術競争力に対する質的評価を向上

① **特許庁** 特許・産業・経済・企業データを連携した分析プロアットフォームの構築(2021年)

⑧ 国家教育課程における知的財産教育の拡大および指導教員の養成

※2015の国家教育課程において知的財産が一般科目として新設されたが、現場教師の認識向上および専攻指導教員の養成など政策的な支援が必要

① **特許庁** 発明教師教育センター(3ヵ所)の運営、発明教師の認証制度を施行(2021年下半期)

② **特許庁** 指導教師の能力強化制度の改善(高校単位制度と連携など)を検討(2021年)

⑨ 実感コンテンツ産業の活性化のための規制改善およびガバナンス構築

※実感コンテンツが文化・ゲーム・観光・教育など多様な分野で活用されているが、いくつかの部処から重複の規制を受けており、実感コンテンツ事業の拡張に隘路

① **科学技術情報通信部** 技術開発、事業化、規制改善などの総合支援(XR法・制度の改善協議体、2021年～)

② **文化体育観光部** コンテンツ制作などで著作権の付随的な利用関連事例を収集(～2022年)

およびガイドラインを作成(2024年)

Ⅲ. 今後の計画：2021年知的財産政策 이슈の推進実績を委員会に報告(2022年3月)

特許庁、産業通商資源部と新産業・水素分野の有望特許を
保有している創業チームを発掘し、育成に乗り出す！

13 チームに賞金総額 4,300 万ウォン、全部処レベルの本選大会に
進出、創業投資などを支援

韓国特許庁は産業通商資源部、韓国発明振興会、水素融合アライアンス、信用保証基金、蔚山経済自由区域庁と連携し、新産業と水素技術分野における有望な知的財産権を持つ予備創業者および創業7年以下のスタートアップを発掘・育成するために、「第2回知的財産スタートアップコンテスト」を開催すると発表した。

4月1日から5月31日まで公募を行う、「第2回知的財産スタートアップコンテスト」は、韓国国内で最大規模の創業コンテスト（賞金総額15億3,000万ウォン）である、「挑戦！K-スタートアップ」の本選進出券が与えられる予選（知的財産リーグ）である。

2020年に新設された知的財産リーグには、初年度にもかかわらず計533チームの予備および創業チームが志願するなど、高い競争率を記録しており、国民参加審査を通じて最終選抜した創業チームのEDENLUX社が全部処レベルの本選大会で2位（社会副総理賞、賞金1億3,000万ウォン）に選ばれる成果を上げている。

2021年の知的財産リーグは、2020年に比べて統合本選に進出するチームの定員、授賞および補償の規模、創業チームの成長を支援するためのフォローアップ支援などが大幅に拡大されて提供される予定である。

選抜分野を新産業分野から水素技術分野まで拡大し、産業通商資源部とともに発掘・選抜した13の創業チームに「挑戦！K-スタートアップ」への本選進出券を与え、産業通商資源部長官賞2点（新設）・特許庁長賞2点など計13件の賞と4,300万ウォンの褒賞金を支給する。

※産業通商資源部長官賞（2点新設）、特許庁長賞（2点）、韓国発明振興会長賞（5点）、信用保証基金理事長賞（3点）、水素融合アライアンス会長賞（1点）

特許庁は、選抜された創業チームが全部処レベルの本選大会で優秀な成果を出して、事業化にも成功するよう、知的財産創業企業説明会（IR）コンサルティング、スタートアップ知的財産バウチャー（最大 500 万ウォン）、投資誘致説明会を支援し、信用保証基金の信用保証、創業保育プログラムの加点付与、機会などを提供する予定である。

特に、水素技術分野の有望な知的財産（IP）に該当する創業チームには、産業通商資源部が専門家の技術コンサルティングおよび商用化、パフォーマンスおよび安全性を評価するための設備を利用する機会などを無償で支援する。そして、初めて開催される韓国最大規模の水素モビリティ専門展示会である、水素モビリティ+ショー（2021 年 9 月 8 日～10 日）の付帯行事として、特許庁と産業通商資源部が共同で投資誘致説明会を開催することで、投資誘致の機会も提供する予定である。

参加を希望する創業者（チーム）は公募期間に韓国発明振興会のウェブサイトの知的財産スタートアップコンテスト募集ページ（<http://www.kipa.org>）で参加申請書、事業計画書などをオンラインで提出して申請すればよい。

※新産業と水素技術分野の知的財産権（著作権を除く）を保有している発明者・予備創業者と創業 7 年以内のスタートアップ（2014 年 3 月 23 日以降創業）

特許庁の特許事業化担当官は、「部処との協業により開催される知的財産リーグを通じて、新産業と水素分野をリードする能力のある創業チームを選抜し、ユニコーン企業に成長できるように、最大限さまざまな支援をしていきたい」と述べ、創業者（チーム）の多くの参加を呼びかけた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、中小・中堅企業に模倣品識別説明会への非対面参加を支援

韓国特許庁（2021. 3. 30.）

海外の取り締まり機関に「模倣品」の識別要領を教育しましょう

化粧品会社を運営している A 氏は、正式に輸出していないベトナムで自社の製品が流通されているという話を聞いた。調べてみれば、ある中国企業が商標とパッケージのデザインを盗用して模倣品を輸出していたことが分かった。あまりにも巧妙に模倣していたた

め、当局に取り締まりを依頼しても、現地の取り締まり担当者が模倣品をうまく探り出せるかが心配である。

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、2021年に開催される「海外模倣品識別説明会（以下、説明会）」に輸出企業が非対面で参加するように支援する。

中国とアジア5カ国（ベトナム、タイ、フィリピン、インドネシア、インド）の警察・税関など、取り締まり公務員を対象に開催されてきた説明会で、企業が直接自社製品の模倣品を区別する要領について教育することができる。

現地の取り締まり担当者に自社のブランドと製品を認識させて職権取り締まり（権利者が申請しなくても、当局が職権で抜き打ち検査を行う）を誘導するなど、取り締まりの効果を高めることができるため、韓国の輸出企業は、毎年続けて国別の説明会に参加している。

これまで時間と費用の負担があり、現地での行事に直接参加できなかった韓国企業は、今回の非対面参加支援事業を活用すればいい。専門機関による識別要領の開発と教育動画の制作を支援し、政策した動画は5月から開催される説明会で上映される。

企業はビデオ会議システムを活用して、その説明会にリアルタイムで出席することができる。韓国国内に事業者として登録している中小・中堅企業で、現地の取り締まり機関に伝達できる模倣品関連情報を保有していれば、申し込むことができる。

参加企業は、所要費用の最大70%、200万ウォン限度での支援を受けることができる。説明会には5回まで参加でき、申し込む際に希望地域を選択することができる。説明会は、現地の新型コロナウイルスの状況に応じてオン・オフライン方式で開催される予定である。開催方式に合わせて現場通訳や現地語の字幕が提供される。

「模倣品識別説明会の開催地域とスケジュール」

番号	国家	地域	時期	対象
1	中国	上海	5月19日	アリババ本社の取り締まりチーム
2		青島	6月	市場監督管理局、税関など
3		広州	8月4週目または 9月2週目	知識産権局、税関、公安局など
4		香港	5月2週目または 10月中	税関（国境・国内取り締まり所管）

5	フィリピン	マニラ	6月	フィリピン知的財産庁
6	ベトナム	ホーチミン	8月2週目	知的財産局、税関、市場管理総局
7	タイ	バンコク	10月4週目	知的財産局、税関、警察
8	インドネシア	ジャカルタ	11月1週目	特許庁、税関との関連パイプ
9	インド	ニューデリー	11月2週目	税関、警察庁など

申し込みは3月30日（火曜）から可能であり、詳細については、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）の海外知財権室（+82-2-3460-3357、3352 または ip-desk@kotra.or.kr）に問い合わせることができる。

特許庁の産業財産保護支援課長は「最近、韓国企業の製品に対する模倣品が中国で生産・輸出され、東南アジアまで広がっている状況である」とし、「現地の取り締まり機関と緊密に協力し、流通店舗や生産工場などに対する取り締まりによって、海外模倣品の流通を持続的に抑制していくことが重要である」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 コロナ時代のデザイン、「生活・衛生用品は伸びて、ビューティー・ジュエリーは落ちる

韓国特許庁（2021. 3. 22.）

生活・衛生・趣味用品の出願は大幅に増加、化粧品・ジュエリーは減少

新型コロナウイルス感染症の影響による非対面・非接触生活の日常化は、デザイン産業の地形を変化させた。

韓国特許庁が2020年品目別のデザイン出願動向を分析した結果、生活用品、趣味娯楽・スポーツ用品の出願は増加し、美容・雑貨などの身の回り品と織物類などの基礎製品の出願量は減少したことが分かった。

2017年から2019年までの生活用品デザインは、年平均で6,840件が出願されたが、2020年には9,199件が出願され、3年間の平均に比べて34.5%の増加傾向を見せ、趣味娯楽・スポーツ用品は4.6%（2,907→3,042件）増加したことが分かった。一方、美容・雑貨などの身の回り品は、同期間に比べて4.1%（9,306→8,926件）減少し、織物などの基礎製品は15.7%（5,772→4,863件）減少した。

細部品目別の出願動向を見ると、コロナ時代を経て日常生活の必需品になったマスクは、同期間に比べて377件から2,444件が出願され、548.3%という爆発的な増加ぶりを示した。

防疫ゲート、消毒用ブースなど、現場向けの防疫用品のデザインは、同期間に年平均で39件が出願されたが、2020年には217件が出願されて456.4%の増加傾向を見せ、家庭用の殺菌消毒器、皮膚管理機などの室内衛生用品のデザインは、1,355件から3,857件に184.6%の増加率を示した。

新型コロナウイルスのため家で過ごす時間が増えたことによる、ペット用品や運動用品デザインの増加も著しい。ペット用品は、同期間に比べて658件から979件に48.7%増加し、「ホームトレーニング族」向けダンベルなどの室内スポーツ用品は63件から83件に31.1%増加した。特に、コロナ特需を受けたゴルフ用品は同期間に比べて251件から377件に50.4%の増加を示した。

その他、仕事場とリラックス空間が混在する家の環境を快適にするためのホームファニシングへの需要も増えたため、テーブル、ソファなどの家具デザインは、2,585件から2,932件に13.4%増加し、植木鉢などの室内ガーデニング用品は109件から146件に33.5%増加したことが分かった。

一方、新型コロナウイルスの直撃を受けた品目の下落が目立った。新型コロナウイルスにより外出が減ったため、ジュエリーなどの装身具は3,277件から2,578件に、同期間の平均に比べて21.3%減少した。

化粧品は、1,232件から978件に20.6%減少し、新型コロナウイルスによる韓国国内の化粧品市場が委縮した状況が反映されたとみられる。靴およびバッグのデザインは、それぞれ1,095件から1,011件に7.7%、977件から918件に6.1%減少したことが分かった。

特許庁の生活デザイン審査課の審査官は、「コロナパンデミックは、すでに私たちの日常生活になっており、いつ終わるかは予測もできず、このような状況は当分続くと考えられる」とし、「室内および非対面生活に有用なデザイン出願が今後も優位を占めると見込んでいる」と述べた。

4-2 拡張・仮想現実の中のデザインも知的財産として保護される！

韓国特許庁 (2021. 3. 25.)

デジタル技術で実現される画像デザインを保護するための「デザイン保護法」改正

今後、仮想キーボード、腕に映すタイプのスマートブレスレット、知能型の自動車ヘッドライトなどもデザインに登録することで、保護できるようになる。

「新技術の画像デザイン」



韓国特許庁は、「画像デザイン(※)の保護に向けたデザイン保護法の改正案が3月24日、国会で可決され、デジタル技術を活用して創作した知的財産権の保護に対する転機を迎えることができた」と述べた。

※画像デザインとは、視覚的に認識される模様・色彩およびこれらを結合したもので、グラフィカルユーザインタフェース (GUI) やアイコン (Icons)、グラフィックイメージ (Graphic Images)などをいう。

現行のデザイン保護法は、物品に表現されたデザインのみ登録することができ、新技術を活用して、外部の壁面や空間上に投影される画像デザインそのものは、権利として保護することができなかった。

最近、デジタル経済の拡大により、仮想現実 (VR)、拡張現実 (AR) のような新技術を活用した製品の発売がますます増加し、これらの技術によって実現されるデザインの重要性も高まっており、産業の規模 (※) も成長傾向を見せている。

※韓国デザイン振興院によると、2018年のデザインにおける経済的価値は、124兆3,000億ウォンであり、AR・VR、モノのインターネットなど、18の主要産業群に新技術を適用

したデザインの経済的価値は、17兆2,000ウォンに推定される（2019 産業デザイン統計調査）。

このような状況の中、今回の法改正は、韓国企業におけるデジタルのデザイン競争力を強化することに貢献（※）するだけでなく、知的財産分野でデジタル経済を支援するための最初の法制化という点で、その意味が大きいといえる。

※韓国企業は通常、国内で最初にデザイン権を取得するための出願をした後、同じデザインで外国に出願するため、画像デザインの保護は、韓国企業の海外市場進出に向けた法的支援手段として、企業のデザイン競争力の確保に貢献することができる。

改正法の主要内容は、画像デザインの定義規定（※）を新設して画像デザイン自体を保護し、画像デザインのオンライン（on-line）伝送を使用（実施）行為に規定することで、市場での取引など、オフライン（off -line）でのみ認められていたデザインの使用概念をインターネット上の提供にまで拡大するものである。

※「画像」とは、デジタル技術又は電子的方式で表現される図形・記号などであり、機器の操作に用いられるか、又は機能が発揮されるもの（改正デザイン保護法第2条第2の2）

特許庁の商標デザイン審査局長は「最近、急激なデジタルトランスフォーメーションにより、新技術を先制確保するための競争がますます激しくなっている。このような中で、画像デザインの保護は、デジタル知的財産体系の構築に取り組んできた特許庁の最初の成果であり、デジタルのデザイン産業が発展していくための礎になると期待される」と述べた。

その他一般

5-1 感染症治療の主要施設である陰圧病棟技術の開発が活性化

韓国特許庁 (2021. 3. 16.)

陰圧病棟に関連する特許出願、2020年比で16倍増
移動・組み立て式陰圧病棟における特許出願の割合が最も高い

・新型コロナウイルスの拡散による感染者の増加に伴い、感染者を隔離治療するための施設である陰圧病棟の特許出願が、2020年に著しく増加したことが分かった。

陰圧病棟は、内部の気圧を外部より低く維持し、病棟内の空気や飛沫などに含まれているウイルスが回部に排出されないように遮断し、内部の空気をフィルタなどで浄化して安全に排出する施設であり、感染者を治療するためには欠かせない医療施設である。

韓国特許庁によると、ここ10年間における陰圧病棟関連の特許出願動向を分析した結果、2011年から2019年にかけて年平均2~3件にとどまっていた特許出願は、新型コロナウイルスによるパンデミックが始まった2020年に計63件に急増した。これは、9年間(2011~2019年)の出願を全部合わせた件数(23件)に比べて2.7倍増加した数値である。

陰圧病棟技術における特許出願現況を類家別に見ると、移動・組み立て式の陰圧病棟に関連する出願が54.7%(47件)と最も大きいシェアを占めている。その次に、病床の内部気圧を制御する空気調和関連の出願が22.1%(19件)、フィルタ、薬品、紫外線などを利用して、ウイルスや細菌を除去する空気浄化関連の出願が19.8%(17件)、病床の遠隔制御関連の出願が3.4%(3件)である。

特に、移動・組み立て式の陰圧病棟に関連する出願は、エアフレームを活用したエアテント、事前製作型モジュール式の病棟、組み立て式コンテナなど、移動や設置が容易で病床の拡張もできるようにしたものである。新型コロナ患者の急増による陰圧病棟の不足に対応するために、それに関する出願が活発であると分析される。

陰圧病棟技術における特許出願人を類型別に見てみると、中堅・中小企業が51.2%(44件)を出願して半分以上を占めている。次に、個人が32.6%(28件)、大学・研究所が12.8%(11件)の順である。韓国人が98.8%を占めており、外国人の出願は1.2%(1件)に過ぎず、韓国人の出願が圧倒的であることが分かった。

一般的に陰圧病棟は、建築・施工にもつながるため、韓国国内の中小企業による出願が活発であり、さらに新型コロナウイルスの克服に向けた産業界の技術革新に対する努力が加わったためであると解析される。

「韓国国内における陰圧病棟の現状」

陰圧病棟は国家が指定・運営する感染症患者の治療施設であり、現在 29 の医療機関に 161 の病床が構築されている。韓国の疾病管理庁が追加で 83 の病床を拡充しているが、特定地域に感染者が急増する場合、今の病床だけでは、患者の収容に限界が生じる可能性があることから、今後の移動・組み立て式の陰圧病棟に関連する特許出願は持続的に増加傾向を見せると見込んでいる。

特許庁の医療技術審査課の審査官は、「診断キット、ドライブスルーなど、新型コロナに素早く対応してきた韓国の革新的な医療技術に対する世界からの注目度が上がっている」とし、「今後、陰圧病棟のように感染症の拡散を防止する医療技術の成長に貢献できるよう、さまざまな知的財産情報を提供する計画である」と述べた。

5-2 物流運送分野に AI、IoT を結合した自動化の風が吹く

韓国特許庁 (2021. 3. 23.)

物流運送分野での特許出願が、ここ 10 年間で年平均 6% 増
物流の自動化技術が物流運送分野の特許出願を主導

オンラインショッピングが一般化するにつれ、配送のための物流センター、分類作業、物流の入出庫

または荷役の自動化技術に対する関心が高まっている。また、最近では、人工知能、モノのインターネット技術が結合されたスマート物流倉庫、スマート分類およびピッキングシステム、配送トラック内の自動荷役装置に関連する関連出願も登場している。

インターネットショッピングのような非対面での商取引が活発になっており、ここ 10 年間における物流運送技術分野の特許出願が年平均 6% 増加した。

※物流運送技術とは、製品の荷役、分類、移送、管理を効率的に処理するための技術。

韓国特許庁は、宅配便などの物流運送分野における特許出願は、物流産業(※)が成長し、2010 年の 78 件から 2019 年の 131 件まで徐々に増加傾向を見せていると発表した。

※宅配物量は同期間に比べて 12 億箱（2010 年）⇒28 億箱（2019 年）に増加（韓国総合物流協会）

物流運送分野の工程を自動化するための技術開発が特許出願を主導している。

ここ 10 年間で特許出願された物流運送分野の特許 925 件のうち、物流工程を自動化するための特許は、計 339 件で約 37%を占めている。

自動化が占める割合も、2010 年の 28%から 2019 年の 53%まで増加し、物流工程を自動化する特許出願が全体の物流運送分野の出願を主導している。

また、最近では、人工知能、モノのインターネット技術を物流工程に結合させた技術開発も続いている。

2015 年（2 件）から AI、IoT 技術が融合された物流工程自動化の特許が初めて出願され、2019 年（13 件）までの 5 年間、計 32 件が出願された。

物流のプロセスは保管、分類、ピッキング、包装、荷役、配達などの順で行われる。初期の自動化技術は、設備施設の自動化に焦点を当てていたが、今では物流の全工程に自動化技術が結合されている。AI、IoT 技術の融合が加速化し、新型コロナウイルスによる非対面化が定着されれば、自動化技術の開発に対する需要が爆発的に増加すると予想される。

「グローバル物流技術の動向」

* 米国は、新型コロナウイルスの影響により AI 産業が成長し、非対面の物流技術を開発する企業に新規資本と投資が集中している。2020 年にベンチャーキャピタルなどの投資家は、自律走行車を中心に配達ロボットメーカーをはじめとする 20 社以上の企業に 60 億ドルを集中投資した。

* スイスのテクノロジー企業である ABB 社が包装ロボット IRB 390 フレックスパッカー（Flex Packer）の開発と導入に乗り出した。包装ロボットは、物流倉庫の「ピックアンドプレース」作業を自動化し、全ラインの効率を最大化することができると見込んでいる。
※韓国交通研究院・物流技術開発支援センターのグローバル物流技術の動向（2020 年 9 月）

詳細の技術分野別に見ると、コンベアなどを含める移送装置に関する出願が 418 件で最も多い。続いて荷役・入出庫装置に関する出願が 153 件、物品の分類・ピッキング（注 1）・包装に関する装置が 107 件の順である。

出願人の類型別に見ると、中小企業が 488 件で、物流運送分野の出願のうち、約半分を占めている。外国人 128 件、大学・研究機関 97 件であり、大企業による特許出願は 91 件である。

物流運送装置を直接製作して設置する企業は大体が中小企業であるため、中小企業の出願割合が高いと分析される。

特許庁の制御機械審査課の審査官は、「これからは物流作業を速やかに処理するために、物流工程に AI、モノのインターネットなどの技術を融合した出願が増加すると予想される」とし、「物流の自動化に関する研究開発に加えて、それを保護できる知的財産権を確保することが重要である」と述べた。

注 1 ピッキング：分類された物品、または分類しながら物品を持ってきて目的の位置に移す作業

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム